

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	43 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	35 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	59 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から49年10月まで
② 昭和50年5月から53年3月まで
③ 昭和55年4月から同年6月まで
④ 昭和56年4月から同年6月まで
⑤ 昭和56年10月から同年12月まで
⑥ 昭和59年7月から61年3月まで
⑦ 昭和62年1月から同年7月まで
⑧ 平成4年11月から5年3月まで
⑨ 平成6年1月から同年3月まで
⑩ 平成7年10月から同年12月まで
⑪ 平成8年2月及び同年3月

私が、20歳になった時に市役所から国民年金手帳が送付されてきて国民年金に加入したと思う。

私は、国民年金加入後の国民年金保険料を自宅に送付されてきた納付書を使ってすべて市役所又は銀行で納付してきたので、申立期間①から⑪までの保険料についても同様に納付していたと思う。

ただし、学生時代の昭和49年3月以前の保険料については、親が立て替えて納付してくれたことがあり、私が、26歳から27歳のころに給料が遅延して、一時的に保険料が未納になり、30歳を過ぎたころに、まとめてさかのぼって保険料を納付した記憶がある。

私自身の性格からすると、その後も一時的に保険料を滞納したことはあっても、必ず未納期間の保険料を市役所で調べて、納付書を作成してもらい、保険料を納付してきたはずなのに、納付記録を確認したところ、未納期間が

多くて驚いている。

申立期間①から⑩までについて、未納と記録されているが、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、未納と記録されている申立期間⑩のうち、平成7年10月の国民年金保険料について、9年4月17日付けで重複納付が発生し、同年4月18日付けで8年1月の保険料に充当されていることが確認できる。

社会保険事務所（当時）では、当該充当の処理についての理由は不明としているものの、一般的に重複納付に係る充当処理については、国民年金保険料が納付済みの期間又は被用者年金加入期間中の期間について、国民年金保険料が再び納付された場合、その重複納付の調査決定処理が行われた時点において、2年の納付時効期限内に未納期間がある場合は、その納付可能な一番先にある未納月から充当するものとしている。

申立人は、平成7年10月当時に厚生年金保険被保険者期間ではなかったと陳述し、オンライン記録からもそのことが確認できるところ、充当された8年1月以前の7年10月から同年12月までの国民年金保険料は、重複納付による充当処理が行われる前に既に納付済みであったことが推認される。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、20歳に到達した昭和48年*月ごろに市役所から国民年金手帳が送付された後、市役所又は銀行において国民年金保険料をすべて納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号で払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、早くても昭和53年7月ごろにA市で払い出されたことが推認される。この手帳記号番号を使用して、申立期間①及び②の保険料は現年度納付できず、申立人の陳述と符合しない上、申立期間①及び②のうちの一部の期間の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

申立期間③、④及び⑤について、申立人は、上述のとおり市役所又は銀行において国民年金保険料をすべて納付していたが、26歳から27歳だった昭和54年又は55年ごろ、給料の遅配が原因で一時的に保険料が未納になり、30歳を経過した58年ごろに、まとめてさかのぼって保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和54年度から58年度（昭和55年度においては再催告を含む。）まで7回催告を行ったことを示す押印が確認されるところ、申立期間③、④及び⑤の期間について、その後、保険料を納付したことを示す事蹟^{じせき}は見当たらない上、催告を受ければ必ず納付したとする申立人の陳述とも符合しない。

申立期間⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩について、申立人は、上述のとおり市役所又は銀行において国民年金保険料をすべて納付していたが、一部未納の保険料はあったものの、その後、未納期間の保険料は、さかのぼって納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録を見ると、B県C市の国民年金納付記録、A市の国民年金得喪・納付記録(申立人が居住していた平成4年9月まで)及びオンライン記録に、当該期間の保険料が納付されたことを示す事蹟は見当たらない。

また、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩について、申立人はA市とC市にそれぞれ居住しており、これらの期間、2つの行政機関において、連続して事務処理の誤りが行われたとは考え難い上、申立人から個々の申立期間の納付状況の事情等を酌み取ろうとしても、具体的な記憶が無く、申立期間当時の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見いだせなかった。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から52年7月まで

私は、会社に入社又は退社した都度、市役所の窓口で厚生年金保険と国民年金の切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

私は、夫の国民年金保険料をずっと納付しており、私が国民年金に加入している時は夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

私の納付記録を見ると、申立期間の8か月間が未納と記録されているが、私の国民年金手帳には、申立期間に国民年金への切替手続きに行ったことが記載されており、申立期間についても、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと思う。

申立期間の保険料について、夫が納付済みと記録されているのに、私だけが未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立期間に係る申立人の夫の保険料は納付済みである。

また、申立人は、その夫の国民年金保険料を申立人が納付しており、自身が国民年金被保険者であった期間は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているところ、その夫の国民年金加入期間中は納付済みである上、申立期間以前に申立人が国民年金被保険者であった期間のうち、納付日が判明した昭和41年4月から47年1月までの保険料は、夫婦共に同一日に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日の昭和51年12月11日付けで国民年金資格を取得し、52年8月23日付けで同資格を喪失してい

ることが、申立人が所持する国民年金手帳、A市の国民年金被保険者検認台帳の記載（当初は、昭和51年12月16日付け取得、52年9月23日付け喪失と記載されていたが、その後、訂正済み）及びオンライン記録から確認でき申立人の陳述と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで
昭和39年9月に結婚後、妻が私の国民年金保険料を60歳になるまで納付してくれていた。
私が、国民年金加入期間中、申立期間についてのみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、60歳に到達するまでの保険料を完納しているなど、申立人の保険料を納付していたその妻の保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人に係る特殊台帳を見ると、その前後の期間の保険料は現年度納付されていることが確認でき、申立期間の保険料のみ申立人の妻が納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和56年1月から同年3月までの保険料を同年6月に、58年2月及び同年3月の保険料を同年7月にそれぞれ過年度納付していることが特殊台帳で確認できるなど、申立人の妻の未納解消の努力がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から37年3月まで
時期ははっきりと覚えていないが、A区の年配の職員の集金人が3か月ごとに自宅兼店舗に集金に来ていたので、私は夫婦二人分の国民年金保険料をきちんと納付していた。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を3か月ごとに自宅兼店舗に集金に来ていたA区の集金人に、夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和36年9月9日に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この時点において申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、3か月ごとに夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てているところ、申立期間当時、B市では3か月ごとに集金人が保険料を集金していた上、申立人夫婦の所持する昭和41年4月1日に発行された国民年金手帳の印紙検認記録を見ると、同年4月から47年3月までの保険料を夫婦がおおむね3か月ごと同一日に納付していることが確認でき、申立内容と符合する。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は3か月で夫婦二人分が600円であったと申し立てているところ、申立期間当時の保険料は昭和36年4月から41年12月まで月額100円であり、申立内容と一致する。

加えて、申立期間は6か月と短期間であり、その前後の保険料を納付している上、申立期間当時、生活状況に変化は見られず、申立期間の保険料を納付できない理由も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで
時期ははっきりと覚えていないが、A区の年配の職員の集金人が3か月ごとに自宅兼店舗に集金に来ていたので、私の妻は夫婦二人分の国民年金保険料をきちんと納付していた。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を妻が3か月ごとに自宅兼店舗に集金に来ていたA区の集金人に、夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和36年9月9日に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この時点において申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、妻が3か月ごとに夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てているところ、申立期間当時、B市では3か月ごとに集金人が保険料を集金していた上、申立人夫婦の所持する昭和41年4月1日に発行された国民年金手帳の印紙検認記録を見ると、同年4月から47年3月までの保険料を夫婦がおおむね3か月ごと同一日に納付していることが確認でき、申立内容と符合する。

さらに、申立人の妻は、申立期間の保険料は3か月で夫婦二人分が600円であったと申し立てているところ、申立期間当時の保険料は昭和36年4月から41年12月まで月額100円であり、申立内容と一致する。

加えて、申立期間は6か月と短期間であり、その前後の保険料を納付している上、申立期間当時、生活状況に変化は見られず、申立期間の保険料を納付できない理由も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から39年12月まで
② 昭和49年1月から50年6月まで

国民年金制度発足前から何度か自宅に来訪してきた市の職員から国民年金への加入を勧奨されて、私は夫と共に昭和36年12月に加入手続をした。それ以来、39年ごろ夫の勧めによって国民年金を脱退するまで同じ町内の集金人にいつも夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を定期的に納付していた。ところが、記録では加入した36年4月から37年9月までの保険料は55年に特例納付、37年10月以降は未納とされており、私の記憶と全く異なり、記録間違いであると思えない。

また、国民年金脱退後、昭和50年7月に夫婦一緒に再度加入し、納付方法及び納付場所は定かではないものの、同年12月に47年3月までさかのぼって加入前の全期間について保険料(多分4万円から5万円程度)を一括納付したはずであるが、記録では上記の期間のうち、49年1月から50年6月までの期間が未納とされていることも納得できない。

以上、二つの申立期間について、夫と一緒に夫婦二人分を納付しながら夫と記録が異なる点も含めて、記録に疑問があるので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の保険料を定期的に現年度納付し、申立期間②の保険料を、昭和50年12月に47年3月以降の分と一緒にさかのぼって一括納付したと申立てている。

そこで、申立期間②について、申立人とその夫の納付記録を見ると、いずれも昭和50年12月に特例及び過年度の組み合わせにより、遡及納付を行って

るものの、夫は、この期間を含め 35 歳を迎える 43 年*月以降について未納なく納付しているのに対し、申立人は、この期間を除き、35 歳到達月である 47 年*月以降について納付していることが特殊台帳から確認できる。この場合、申立人の夫については、60 歳到達時に受給権確保可能であったのに対し、申立人については、申立期間②に相当する 18 か月が不足する状況となる。

一方、申立人とその夫の加入手続時期をみると、申立人は 38 歳、その夫は 42 歳を迎える昭和 50 年に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、当時は附則 18 条に基づく特例納付が可能な時期であった。

これらの点を踏まえ、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度であった状況に鑑^{かんが}みると、夫婦は、受給権を確保するため特例納付を前提として、加入手続を行ったものと推定でき、申立人は、申立期間②に係る納付書を手に入っていたものと考えられる。また、申立期間②が未納であれば、受給権を確保できなくなることは認識していたものと考えられ、夫と同様に、遡及納付を行っていたと考えるのが相当である。

次に、申立期間①についてみると、上記の国民年金手帳記号番号によっては、申立人が陳述する町内の集金人に対して現年度納付をすることはできない。

そこで、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、国民年金手帳記号番号払出簿の確認を行ったところ、申立人には、昭和 36 年 12 月に現行のものとは別の手帳記号番号が払い出されていたことが確認できたものの、当該手帳記号番号は 37 年 7 月 28 日に同年 1 月 1 日付けの資格の喪失として処理されていることが市の被保険者名簿から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間については未納であることが特殊台帳及びオンライン記録から確認できる。

さらに、申立期間①について、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年2月まで

申立期間当時、収入がとても少なかったので、自分で国民年金保険料の免除申請に区役所へ行った記憶が確かにある。

その際の詳しいやりとりなどははっきり覚えていないが、その後、保険料の納付のことについて、母と話した記憶はある。

仮に申請が却下されていれば、申立期間の保険料は、送付されてきた納付書で、母がさかのぼって納付してくれたと思うので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、母がさかのぼって納付してくれていたはずであると申し立てている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立期間直前の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料について、12年3月6日に過年度納付していることが確認でき、この時点において、その直後の申立期間の保険料についても過年度納付することは可能である。

また、申立人の母は、両親に収入があるため免除が受けられなかった旨を申立人が当時話していたこと、及び申立人の国民年金保険料については後日自宅に送付された納付書により、自身が、夫婦二人分の保険料と一緒に過年度納付したことを具体的かつ詳細に陳述しており、このことは、申立人の両親の申立期間及びその後の数年間に係る保険料については、いずれも同一日に1年間分を一括して過年度納付していることとも符合しており、その陳述の信ぴょう性は高いものと認められる。

さらに、申立期間当時における申立人の両親の生活状況に特段の変化は無く、

家業も順調であったものと認められ、申立人の 11 か月分の過年度保険料のみ未納のまま放置したとも考え難い。

加えて、オンライン記録を見ると、申立期間以外の期間に当たる平成 7 年 4 月、10 年 4 月及び同年 5 月から 11 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、当初は未納とされていたものの、その後、納付済みに変更されており、また、その際記録された収納年月日を見ても、本来過年度納付とされるべきところ、現年度納付となっているなど、不自然な記録となっており、申立期間の保険料の納付記録についても何らかの事務的過誤があった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで
国民年金の加入については、会社退職後に国民年金に加入するのは当然の義務と両親からも聞いていたが、自分自身では手続きした記憶は無いので、おそらく両親のどちらかが手続きしてくれたはずである。
昭和53年に離婚した後、直ぐに自営業を営んでおり、離婚後である申立期間の保険料については、役所から送付された納付書を持って、自分自身で金融機関等できちんと納付していたので、3か月分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和37年11月7日に払い出されており、この手帳記号番号払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、昭和51年6月以降、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付済みである上、3回にわたり保険料を前納していることも確認でき、これらのことは、離婚後の保険料については、自身できちんと納付するようにしていたとする陳述内容とも符合し、当時における申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付している上、申立期間は3か月と短期間である。

加えて、申立期間当時における生活状況に特段の変化は無く、仕事も順調であったと認められる申立人が、申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 26 日から 31 年 11 月 29 日まで
② 昭和 31 年 12 月 3 日から 32 年 12 月 17 日まで
③ 昭和 34 年 11 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)から送られてきたねんきん特別便により、A社に勤務していた期間の一部、及びB社C部門における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年6か月後の昭和43年1月26日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、3回にわたるA社における被保険者期間のうち、昭和33年4月1日から34年12月2日までの期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、同一会社で勤務していた一部の期間を申立人が失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

私の夫は、昭和45年4月1日にA社に入社し、平成13年4月10日に退職するまでB職として継続して勤務していた。

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社での勤務期間のうち、昭和56年3月の1か月が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間はA社C支店から同社D支店に転勤となった時期であるが、同社発行の在職証明書において、申立期間中の継続勤務が確認できるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る人事台帳の記録、同社が発行した申立人に係る在職証明書、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和56年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和56年2月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、資格喪失届について、「昭和 56 年 4 月 1 日の A 社 C 支店から同社 D 支店への異動に際し、同社 C 支店における被保険者資格の喪失日を同年 3 月 31 日と誤って届け出た」旨回答していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険第4種被保険者期間における資格取得日は昭和59年3月1日、資格喪失日は60年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月1日から60年2月1日まで

私は、昭和59年2月末にA社を退職した後、老齢厚生年金の受給資格期間を満たすために、同年3月から60年1月まで第4種被保険者として保険料を納付した。

その後、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたB社における厚生年金保険被保険者期間が見つかり、平成9年1月9日に記録の統合処理が行われた結果、第4種被保険者期間を含めずとも老齢厚生年金の受給資格を満たすこととなったため、厚生年金保険法の規定により第4種被保険者であった期間の加入記録が取消しとなった。

しかし、取消しとなった第4種被保険者期間に係る納付済み保険料について還付を受けた覚えは無いので、申立期間について保険料を還付するか、又は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険第4種被保険者名簿及び申立人が保管する納付書・領収証書によると、申立人は、昭和59年3月1日にA社における被保険者資格を喪失すると同時に第4種被保険者資格を取得しており、老齢厚生年金の受給資格期間を満たし、同資格を喪失する60年2月1日までの11か月について保険料を納付していることが確認できる（35歳以降180月の受給資格の取得の特例措置の適用）。

一方、オンライン記録によると、申立人は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたB社における厚生年金保険被保険者期間（昭和23年8月25日から27年4月20日まで）について平成9年1月9日に記号番号の重複取消が行われた結果、加入期間が242月となり、第4種被保険者期間を含めずとも老齢厚生年金の受給資格期間を満たすこととなったため、第4種被保険者期間については加入記録が取り消されていることが確認できる。

これに対し、申立人は、「第4種被保険者期間の取消しについて社会保険事務所（当時）から何の通知も受け取っておらず、保険料の還付は受けていない」旨陳述しているところ、管轄の社会保険事務所では、「前渡資金官吏現金出納簿によると、申立人に係る記録の統合が行われた平成9年1月9日以降、申立人以外の例も含め、事務所において第4種被保険者期間に係る保険料の還付が行われた記録は確認できない」旨回答している。

また、社会保険事務所では、「申立人に係る第4種被保険者保険料の過誤納付の還付・充当に係る決議書及び第4種被保険者債権管理簿は保存期間経過のため保存していない」旨回答しており、このほか、社会保険事務所が申立人に対し、第4種被保険者資格の取消しに伴って生じた過誤納金を還付したことをうかがわせる事情は確認できない。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険第4種被保険者期間における資格取得日は昭和59年3月1日、資格喪失日は60年2月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険第4種被保険者名簿の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成5年7月から7年9月までは53万円、同年10月から9年6月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から9年7月1日まで

社会保険事務所から、「A社に勤務していた期間のうち、平成5年7月から9年6月までの標準報酬月額が低すぎるのではないか」との問い合わせを受けた。社会保険事務所の記録によると、私の知らない間に、当該期間の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されている。

A社には昭和55年7月から平成9年6月末まで勤務し、2年4月からは取締役であった。また、5年ごろからは1か月70万円の報酬を受け取っていた。

社会保険事務所の記録には納得できないので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年7月から7年9月までは53万円、同年10月から9年6月までは59万円と記録されていたところ、申立人がA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日(平成9年7月1日)から約1年後の10年8月19日付けで、5年7月1日に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社は、平成10年7月23日にB裁判所から破産宣告を受けているところ、社会保険事務所が交付要求のため破産管財人へ宛てた債権現存額申立書によると、同社は15年5月27日時点で3億8,243万1,106円の社会保険料を滞納していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る遡及訂正は、過去4度の定時決定（平成5年10月1日、6年10月1日、7年10月1日及び8年10月1日）を超えて行われているほか、新たに平成5年7月の月額変更が追加されており、不自然な処理が行われていることが認められる。

加えて、A社が保管していた勘定科目内訳書（平成8年3月1日から9年2月28日まで）によると、申立人は、当該期間について常勤の役員として875万1,840円（月額換算で72万9,320円）の報酬を受けていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿によると、申立人は平成2年4月30日に同社の取締役就任し、9年9月30日までその地位にあったことが確認できるところ、遡及訂正日（平成10年8月19日）は、同社がB裁判所による破産宣告を受けて、代表取締役が破産管財人に代表者印を引き渡した10年8月2日以後となっていることに加え、申立人は「自分はC業務担当で、社会保険関係事務には関与していなかった」旨陳述している。

以上の事情を総合的に判断すると、平成10年8月19日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考えることは難しく、申立人について、5年7月1日にさかのぼって標準報酬月額を減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年7月から7年9月までは53万円、同年10月から9年6月までは59万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年3月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年4月までは70円、同年5月から20年2月までは90円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年3月10日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険適用事業所であった事実は確認できず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は存在しないが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人及び申立人が同僚だとしている者が、昭和17年1月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険法（当時は、労働者年金保険法）の適用対象事業所となっており、申立人は、同日に被保険者資格を取得していたことが認められる（制度上、保険料の徴収は、昭和17年6月1日から開始）。

また、当時は、戦時下の労働統制のもと、労務調整令（昭和17年1月10日施行）により、工場労働者の自由な転退職及び解雇が禁止又は制限されている状況であったところ、上記の同僚は、「勤務先工場は、昭和19年以降軍隊の

指定工場になった」、「申立人の勤務形態は1日10時間、月に28日であり、昭和20年3月13日に開催された私の送別会に出席してくれていたので、申立人は申立期間において間違いなく勤務していた」旨陳述していることから判断して、申立人が申立期間にA社で継続して勤務していたことが認められる。

一方、前述の被保険者台帳に、申立人のA社における被保険者資格の喪失日の記録は無く、また、同僚に係る同台帳には「補正不能台帳」の記載も確認できる。

以上の事実を前提にすると、前述の被保険者台帳に被保険者資格の喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者台帳への記入漏れ、被保険者名簿の戦災による焼失等の可能性が考えられるが、保険者も当該被保険者台帳及び被保険者名簿の完全な復元を為し得ない状況の下では、事業主及び申立人のいずれの責にも帰すことができないものと認められる。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年3月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和17年6月から18年4月までは70円、同年5月から20年2月までは90円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和31年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年8月から33年9月までは1万円、同年10月から35年4月までは1万2,000円、同年5月から同年8月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月20日から35年9月1日まで

私の夫は、A社に昭和31年8月20日に入社し、56年12月31日までC職として勤務したが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間もA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の在籍証明書及び同僚の陳述により、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

また、A社からは、「申立人には、当社企業年金基金における『みなし加算適用加入員期間』の起算日が昭和31年8月20日であるとする記録がある。当社では、みなし加算適用の対象となる社員に係る当該基金加入員の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は連動させていることから、同年8月20日が申立人の厚生年金保険の資格取得日である。また、資料は保存していないが、申立人の申立期間に係る保険料を控除していたと考えられる」旨の回答が得られ

た。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における複数の同僚の記録から判断すると、昭和31年8月から33年9月までは1万円、同年10月から35年4月までは1万2,000円、同年5月から同年8月までは2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したと考えられる旨を回答しているものの、事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、昭和35年9月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る31年8月から35年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から同年12月4日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

申立期間当時の給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書により、申立人が申立期間もA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、社会保険事務所の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成12年12月4日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和 27 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から同年 5 月 24 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。夫は、昭和 27 年 4 月から同社で勤務しており、申立期間も、同社C支店に在籍していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立期間は、新入社員の研修期間であり、全員同一処遇で厚生年金保険料を控除していた。また、当時、試用期間は無く、社員は採用時から健康保険及び厚生年金保険に加入させていた」としている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 27 年 5 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当であ

る。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和27年5月24日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成16年1月から同年9月までの期間は47万円、同年10月から17年1月までの期間は44万円、同年2月から同年8月までの期間は47万円、同年9月及び同年10月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月1日から17年11月11日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。当時の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人提出の給与明細書及びA社の源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成16年1月から同年9月までの期間は47万円、同年10月から17年1月までの期間は44万円、同年2月から同年8月までの期間は47万円、同年9月及び同年10月は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和22年1月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月8日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和20年11月28日に入社し、59年10月16日に同社を退職するまで継続して勤務していた。

昭和22年1月8日にA社C工場から同社D工場に転勤となったが、同社D工場における資格取得日が同年4月1日となっており、当該期間が厚生年金保険の被保険者とされていないことに納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し（昭和22年1月8日にA社C工場から同社D工場に異動、厚生年金保険は同社本社で適用）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年4月3日から37年7月4日までに係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月3日から37年7月4日まで
② 昭和37年7月4日から38年10月まで

私は、昭和34年春、中学卒業後にA社に入社した。B業務を担当し、結婚のために退職したが、平成19年になってこのときの厚生年金保険加入期間が脱退手当金として支払われていることを知った。脱退手当金を請求しておらず、受け取ってもいない。納得がいかないの調査してほしい(申立期間①)。

私は、結婚のためにA社を退職した。入籍は昭和39年5月だが、実際の結婚式は38年11月*日であり、その直前まで勤務した。しかし、厚生年金保険の資格喪失日が37年7月4日となっていることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間②)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年4か月後の昭和39年11月6日に支給されたこととなっているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人と同時期(おおむね2年以内)に受給資格を満たし資格を喪失した女性6人のうち、脱退手当金の支給記録が確認できたのは申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和39年5月*日に婚姻・改姓しているが、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の氏名は変更処理がなされず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間②において、申立人と同職種に従事していた同僚の陳述により、申立人が申立期間の一部についてA社に在籍していたことが推定できる。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、法人登記簿に記載されている役員のうち、連絡が可能だった者からも申立人の申立期間における保険料控除について確認はできなかった。

また、現場事務の担当者は、「社会保険のことは不明」と陳述しており、同僚が事務担当者として名前を挙げている者からは回答を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年9月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月21日から48年9月21日まで

私は、A社(現在は、B社)へ昭和42年4月28日に入社し、45年7月に同社のグループ会社であるC社D支店へ出向した。その後、47年8月22日に同社本社に転勤した後、48年9月20日に退職したが、社会保険事務所の記録では、47年9月21日から退職日までの間、同社における厚生年金保険の加入記録が欠落している。当該期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された申立人に係る在職証明書及び従業員台帳から判断すると、申立人は、申立期間においてもC社に継続して勤務し、昭和48年9月20日に同社を退職したことが認められる。

また、E健康保険組合から提出された申立人に係る加入記録を見ると、申立人が昭和48年9月21日に資格を喪失した記録及び当該資格喪失日までに決定された同年10月からの標準報酬月額が13万4,000円となった記録が確認できるが、社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、同年10月に標準報酬月額が13万4,000円と記録された後に二重線で取り消されていることが確認できる。

これらの状況から、社会保険事務所は、C社本社から昭和48年10月に係る算定基礎届を受理していたが、申立人の資格の喪失に係る処理を行う際に、申

立人の資格喪失日を同年9月21日と記載すべきところ、誤って47年9月21日と記録したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年9月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人のC社における昭和47年8月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 23 日から同年 11 月 29 日まで
② 昭和 34 年 10 月 23 日から 38 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険加入記録について社会保険事務所（当時）に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。脱退手当金が支給されたとする時期は、A社と一緒に辞めた2人と共にB市内のC社で働いていた。

脱退手当金は請求したことも受給したことも無く調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和38年12月10日に支給されたこととなっている。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②の間にあるD社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人がこれを失念するとは考え難い上、同被保険者期間は申立期間①及び②と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくしてE社に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年10月から20年3月までは130円、同年4月から21年3月までは140円、同年4月から22年5月までは150円、同年6月から同年9月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年10月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和8年に同社に入社し、同社の在外支店に勤務中、軍隊に召集され、22年8月に復員後すぐに復職しており、申立期間も同社に継続して在籍していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社保管の人事記録から、申立人が申立期間もA社に継続して在籍していたことが認められる。

また、B社は、申立人について、「勤務形態から判断して、申立期間も厚生年金保険に加入させるべきであると考えられるので、保険料も控除していたと思われる」としている。

さらに、申立人はA社の在外支店に勤務中に軍隊に召集されたと陳述しているところ、戦時中に在外支店で勤務し、軍隊に召集されたと陳述している同僚

は、オンライン記録において、申立期間に同社で継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社保管の申立人に係る人事記録における給与改定の記録から、昭和19年10月から20年3月までは130円、同年4月から21年3月までは140円、同年4月から22年5月までは150円、同年6月から同年9月までは600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B事業所から同社C事業所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(A社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、戸籍の附票により、申立人が昭和29年7月12日にD県E市からF県G市に転入したことが確認できることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和29年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月1日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月18日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社に昭和62年3月18日から同年6月6日まで勤務していたこと、及び保険料を控除されたことが記載されている源泉徴収票を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の源泉徴収票の記載及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が昭和62年3月18日からA社に勤務し、申立期間のうち、同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、資格取得日については、ほかの複数の従業員の記録から判断すると、昭和62年4月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年5月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和62年3月18日から同年4月1日までの期間については、申立人提出の源泉徴収票に記載の社会保険料控除額が2か月分の控除額であると推認されること、及び申立人はA社において、1か月の加入記録が有り、上記認定の同年4月を加えると2か月の加入期間となることから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から22年9月1日までの期間について、事業主は、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を19年10月1日に取得し、22年9月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは170円、同年4月から22年5月までは390円、同年6月から同年8月までは600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から22年9月1日まで
② 昭和48年2月16日から同年4月まで

夫の厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録及びD社に勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が、それぞれ無いとの回答を受けた。申立期間も両社でそれぞれ勤務していたことを証する両社発行の証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社発行の職歴証明書から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人は、同支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、同日付けで喪失しており、同名簿の備考欄には、「郵 除外」の記載が有ることから、申立人は、同日時点で団体郵便年金に加入していたため、厚生年金保険

の適用を除外されたものと推認される。

さらに、B社は、「昭和19年6月1日当時、A社の国内在籍者全員が団体郵便年金に加入しており、同日に管轄社会保険事務所に資格取得届及び適用除外申請を提出した。また、22年9月1日の適用除外制度廃止に伴い、同日在籍者の全員について、厚生年金保険の資格取得届を提出した」としている。

加えて、日本年金機構の資料によれば、団体郵便年金に加入している場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険の適用除外」及び「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和22年9月を限度として、厚生年金保険の被保険者期間と認めることとするとされている。

これらを総合的に判断すると、昭和19年10月1日から22年9月1日までの期間について、事業主は、申立人が19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和19年6月の社会保険事務所の記録及び申立人と同一日に同支店において資格を取得した元従業員の申立期間に係る被保険者記録から、同年10月から21年3月までは170円、同年4月から22年5月までは390円、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

申立期間②については、D社発行の在職証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間に同社の非常勤取締役として勤務したことが認められる。

しかし、D社は、「非常勤取締役の勤務は不定期であり、業務内容についても、資料を自宅へ送付して、電話などで意見をいただくというものであり、本店へ出勤することはほとんどなかったと思われる。申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管されておらず、保険料控除の状況は不明であるが、現在、申立人と同じ役職の取締役は出勤を要せず、厚生年金保険に加入させていない」としている。

また、戸籍の附票によれば、申立人は、昭和48年2月8日にE市からF市に転居したことが確認できるところ、申立人の子は、「父は、昭和47年にE市に転居後、持病が悪化したため、48年2月ごろにF市に帰ってきた」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年1月24日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和22年7月に復員したあと、C社(現在は、A社)に入社した。

昭和26年5月1日にC社D支店E支社からA社B支社への異動の辞令を受け、27年に異動し、44年8月13日に退職するまで継続して勤務した。

しかし、ねんきん特別便を見ると、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同僚の陳述並びに雇用保険の加入記録より、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社では、被保険者ごとに「厚生年金被保険者台帳」を作成しており、申立人に係る同被保険者台帳では、昭和27年1月24日にA社B支社において被保険者資格を取得した旨記載されていることから、同社B支社が申立人の資格取得日を同年6月1日と誤って社会保険事務所に届け出たとは考え難い。

さらに、A社B支社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日については、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、オンライン記録どおりの「昭和27年6月1日」とされているものが存在する一方で、同社が保管している上記被保険者台帳どおりの「昭和27年1月24日」とされている書き換え後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿も存在しており、社会保険事務所の記録管理に不備があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 27 年 1 月 24 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 E 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 27 年 3 月の記録及び同社 B 支社に係る同名簿の同年 6 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に、資格喪失日に係る記録を30年7月1日に、A社D部門における資格喪失日に係る記録を32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、28年4月は8,000円、30年5月及び同年6月は1万4,000円、32年2月から同年4月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年4月1日から同年5月11日まで
② 昭和30年5月21日から同年7月1日まで
③ 昭和32年2月21日から同年5月2日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、E社（現在は、B社）、A社C部門、同社D部門及びA社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。私は、E社に昭和28年4月1日に入社し、申立期間も含め平成2年8月20日まで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E社の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社C部門に勤務していたことが確認できる。

また、B社提出の「福祉年金受給申込書」の事業場処理欄には勤続37年5月と記載されており、申立期間も当該福祉年金の対象月数となっていることが確認できる。さらに、同社の担当者は、「申立期間についても保険料を控除していた」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門における昭和28年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、E社の人事記録、健康保険資格喪失証明書の記録、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社及び関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和30年7月1日にA社C部門から同社D部門へ異動、32年5月2日に同社D部門からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額について、昭和30年5月及び同年6月は、申立人のA社C部門における同年4月の社会保険事務所の記録から1万4,000円、32年2月から同年4月までは、申立人の同社D部門における同年1月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、当時の事情を確認できる資料等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①、②及び③に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年2月1日、資格喪失日は26年8月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年2月及び同年3月は90円、同年4月から同年7月までは270円、同年8月から22年5月までは240円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは1,800円、同年12月から24年4月までは4,200円、同年5月から26年7月までは5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年8月31日から24年3月まで

私は、昭和19年10月からA社B工場でC職として、申立期間も同社B工場に勤務していたはずである。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名が一字違いで、読み方及び生年月日が一致する昭和21年2月1日から26年8月1日までの期間に係る被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、自分と同じ名前の人物は、ほかにはいなかった」と陳述しているところ、同僚のうち一人は、「申立人を覚えており、同姓同名の者はほかにはいなかった」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和21年2月1日、資格喪失日は26年8月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る健康保険厚生

年金保険被保険者名簿に記載されている上記の未統合となっている申立人の記録から、昭和21年2月及び同年3月は90円、同年4月から同年7月までは270円、同年8月から22年5月までは240円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは1,800円、同年12月から24年4月までは4,200円、同年5月から26年7月までは5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月31日から21年2月1日までの期間については、申立人及び同僚から、「終戦後しばらくの期間、工場が閉鎖になっていた」と陳述しており、A社B工場における在籍及び保険料控除をうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年8月31日から21年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年3月10日）及び資格取得日（昭和35年9月12日）を取り消し、昭和35年3月から同年6月までの標準報酬月額を1万8,000円、同年7月及び同年8月の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月10日から同年9月12日まで

私は、昭和31年8月から38年1月末までA社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和35年3月10日から同年9月12日までが厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和31年8月21日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、35年3月10日に資格を喪失後、同年9月12日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の元事業主及び同社における申立期間当時の経理事務担当者の陳述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務したことが認められる。

また、上記のA社の元事業主及び経理事務担当者は、「申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無く、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していた」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 35 年 2 月及び同年 9 月の社会保険事務所の記録及び同僚の標準報酬月額から、35 年 3 月から同年 6 月までは 1 万 8,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 3 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から同年8月1日まで
② 昭和40年9月25日から41年3月まで

私は、昭和40年3月に定時制の高等学校への入学が決定した際、A社に入社し、昼間は同社のB部門で勤務した。

A社には、昭和41年3月に全日制の別の高等学校に合格して同社を退職するまで勤務したが、社会保険事務所(当時)の記録では、同社での厚生年金保険被保険者期間が40年8月1日から同年9月25日までとされているため、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社での申立人の雇用保険被保険者資格の取得日は昭和40年6月1日となっているが、同年5月1日に同社での雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の陳述から、申立人が同年5月1日から同社に勤務していたことが推定できる。

また、A社の申立期間当時のC職は、「当時、中学校からの紹介で、定時制高等学校の通学者を受け入れており、5人程度の定時制高等学校在学者がいた記憶がある。同社では、これらの者も厚生年金保険に加入させていたはずである」旨陳述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間における同社在籍が確認でき、当時、定時制高等学校の通学者であったとする同僚は、「同社における私の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入

社時期と符合していると思う」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和40年5月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和40年3月から同年5月1日までの期間について、A社は、「当時の資料は廃棄済みであり、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である」旨回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間における在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

申立期間②について、雇用保険加入記録から、申立人のA社での離職日が昭和40年10月1日であることが確認できるが、雇用保険の同社離職日が申立人と同一日である同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日も申立人と同一日の同年9月25日となっていることが、当該同僚の雇用保険加入記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、A社は、「当時の資料は廃棄済みであり、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である」旨回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間における同社在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和40年3月から同年5月1日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和40年3月から同年5月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 2 日から 31 年 3 月 20 日まで
② 昭和 32 年 2 月 7 日から 34 年 4 月 2 日まで
③ 昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 1 月 16 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、申立人が当該期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である3回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人が申立期間に勤務した最終事業所における厚生年金保険の加入期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない7か月である上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている計60人のうち、脱退手当金を受給している女性は4人中1人と少ないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年9月を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成12年9月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月1日から8年1月1日まで
② 平成8年1月1日から同年7月1日まで
③ 平成8年12月1日から15年1月16日まで

私は、平成2年12月1日から15年1月16日までA社で勤務していたが、申立期間について、実際に受け取っていた報酬額に比べて標準報酬月額が低い額とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における報酬額と標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、平成12年9月の標準報酬月額については、申立人が所持する支払明細書において確認できる保険料控除額（健保厚生補助）及び報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が平成15年6月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人が所持する支払明細書から、厚生年金保険料として控除された金額から算出した標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

申立期間②及び③のうち、平成12年9月を除く期間については、申立人が所持する支払明細書から、厚生年金保険料として控除された金額から「健保厚生補助」の金額を差し引いて算出した標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

ところで、申立人と同時期にA社に勤務していた従業員2名は、「A社で勤務する者は、完全歩合制のB職で、契約が1件も取れない月の収入は無かった。月によって約30万円から100万円まで収入のばらつきがあったので、一定額を標準報酬として社会保険事務所に届出していたのではないか」、「C社の保険料負担額を減らすために低く届出していたと思う」と陳述しており、申立人と同じ職種であった多数の従業員の標準報酬月額は、同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが、ほかの従業員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間②及び③の「健保厚生補助」について、申立人と同じ班に所属していたとする2名の同僚は、「名称は記憶していないが、給与として会社負担分の保険料をいったん支給し、それに本人負担分を合わせた額を控除されていた」、「社会保険料は会社が半額負担と決められているので、控除される保険料の半額を会社が給与として負担していたと思う」と陳述していることから、同じ班に所属している同僚は、申立人と同様の取扱いをされていたことが推察され、申立人が負担した厚生年金保険料は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づいて算出された保険料の半額に相当する額であることが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び申立期間③のうち、平成12年9月を除く期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年10月20日）及び資格取得日（昭和27年11月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月20日から27年11月10日まで
社会保険事務所（当時）に夫の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。C県のA社において、同社B工場が主管工場となっていた中で、同社D工場に勤務しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B工場において昭和26年4月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月20日に資格を喪失後、27年11月10日に同社B工場において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間も継続してA社で勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社D工場に勤務していた同僚は、申立期間に同社B工場において厚生年金保険の記録が継続していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の妻は、「夫は、E業務などの仕事を変わることなく続けて

いた」旨陳述しているところ、申立期間にA社B工場において厚生年金保険に継続して加入している上記同僚は、「申立人は、事務の仕事をしていた」旨陳述していることから、申立期間において申立人の業務内容及び勤務実態に変更が無かったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和26年9月の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年10月から27年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年5月25日に、資格喪失日に係る記録を同年12月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月25日から同年12月19日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。
申立期間におけるA社の給料明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された平成8年8月及び同年9月の給料明細書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年8月及び同年9月の給料明細書の厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年5月から同年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月21日から同年2月10日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和39年1月21日付けでB県のA社からC県の同社D工場へ転勤し、申立期間において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和39年1月21日にB県のA社からC県の同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年2月分の給与明細書において確認できる報酬月額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年7月25日から同年9月5日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月5日に訂正し、同年7月及び同年8月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年9月5日から8年7月1日までの期間については、当時、A社は社会保険事務所(当時)の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同事業所における資格取得日に係る記録を6年9月5日に、資格喪失日に係る記録を8年7月1日に訂正し、6年9月から同年10月までの標準報酬月額を30万円とし、同年11月から8年6月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月25日から同年9月5日まで
② 平成6年9月5日から8年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同事業所に継続して勤務していたことに間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録、給料支払明細書及び複数の同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料支給明細書の保険料控除

額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所の記録どおり申立人に係る資格喪失届を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成6年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の記録、給料支給明細書及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間にA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、平成元年10月2日付けで厚生年金保険法第6条第3項の規定により任意適用事業所となっており、6年9月5日付けで休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、8年7月1日付けで再度、適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、厚生年金保険法第6条第1項の規定では、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件は、常時5人以上の従業員を使用することとされているが、申立期間②当時、申立人及び2人の同僚は、A社の従業員は3人であったと陳述しており、この要件は満たしていなかったものと考えられる。

しかし、厚生年金保険法第8条第2項は、任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、従業員の4分の3以上の同意を得て厚生労働大臣の認可を受けなければならないと規定しているところ、A社では、申立期間②当時、申立人及び同僚2人は、「社会保険の適用でなくなることについて事業主から全く説明を受けていない」と陳述していることからすれば、上記の従業員の同意がなかったものと推認でき、事業主が行ったA社を任意適用事業所でなくする手続きに瑕疵があったと認められる。

以上のことから、申立期間②は、A社が、適用事業所ではなくなった平成6年9月5日以降の期間であるものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生年金保険法第8条第2項の趣旨に加え、当該期間においても同事業所は、引き続き従業員3人を擁して事業活動を継続していたことから判断すると、当該期間に申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすべきものと考えられる。

このため、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であり、事業主により厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、6年9月から同年10月までを30万円とし、同年11月から8年6月

までを 26 万円とすることが妥当である。

なお、A社は、申立期間②において適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月15日
申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、賞与額に見合った保険料が控除されている。
申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の支給明細書(賞与)により、申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、11万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月15日
申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、賞与額に見合った保険料が控除されている。
申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の支給明細書(賞与)により、申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、11万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、11万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月15日
申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、賞与額に見合った保険料が控除されている。
申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の支給明細書(賞与)により、申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、11万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、10万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月15日
申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、賞与額に見合った保険料が控除されている。
申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の支給明細書(賞与)により、申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、10万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、11万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月15日
申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、賞与額に見合った保険料が控除されている。
申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の支給明細書(賞与)により、申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、11万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月15日
申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、賞与額に見合った保険料が控除されている。
申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の支給明細書(賞与)により、申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月15日
申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、賞与額に見合った保険料が控除されている。
申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の支給明細書(賞与)により、申立人は、平成19年3月15日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、妻から昭和36年秋ごろに、A県B市の当時の自宅に来た町内会の役員から国民年金に加入するように勧められ、その役員を通じて、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を約1年分まとめてさかのぼって納付した記憶があると聞いている。

その後、B市に住んでいる時は、毎月、妻が自宅に集金に来る町内会の役員に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和36年秋ごろに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を加入当初に約1年分をまとめてさかのぼって納付した後、定期的に集金人に、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月ごろにその妻と同日付で払い出されていることが確認でき、この時点において申立期間の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、基本的に現年度保険料しか取り扱わない市町村の集金人に、過年度保険料を納付することはできず、申立人の妻の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人夫婦が居住していたA県B市を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の保険料を納付していたとするその妻も、申立期間の保険料は未納である上、申立人及びその妻に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、手帳記号番号払出し後の昭和41年1月にそれぞれ40年4月から同年9月までの保険料をまとめてさかのぼって納付したことが記載されており、申立人の妻が、国民年金加入時に保険料をまとめてさかのぼって納付したと記憶するのは、この時の保険料の納付のことであった可能性も否定できない。

このほか、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年秋ごろに、A県B市の当時の自宅に来た町内会の役員から国民年金に加入するように勧められ、その役員を通じて、夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、その際、夫婦二人分の国民年金保険料を約1年分まとめてさかのぼって納付した記憶がある。

その後、B市に住んでいる時は、毎月、自宅に集金に来る町内会の役員に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年秋ごろに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を加入当初に約1年分をまとめてさかのぼって納付した後、定期的に集金人に、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月ごろにその夫と同日付けで払い出されていることが確認でき、この時点において申立期間の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、基本的に現年度保険料しか取り扱わない市町村の集金人に、過年度保険料を納付することはできず、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人夫婦が居住していたA県B市を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期

間の保険料は未納である上、申立人及びその夫に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、手帳記号番号払出し後の昭和41年1月にそれぞれ40年4月から同年9月までの保険料をまとめてさかのぼって納付したことが記載されており、申立人が、国民年金加入時に保険料をまとめてさかのぼって納付したと記憶するのは、この時の保険料の納付のことであった可能性も否定できない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年5月まで

高度経済成長の中、勤めていた会社を会社事情の様な形で余儀なく退社した。第一子がまもなく誕生だったので、なおさらのこと国民健康保険への加入は待った無しであり、国民健康保険と同時に国民年金に加入したものと記憶している。この当時はA会が開催され、B市及びC市はそのA会の関係者で人口が増えて、加入手続の処理がおろそかになったと思う。

申立期間の未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退社してすぐに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況を見ると、オンライン記録から、平成18年8月31日付けで被保険者資格を取得するまで国民年金に加入した形跡が無く、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付を自分で行ったと陳述しているが、加入時の状況及び納付方法の具体的な記憶はともに定かではない。

さらに、申立人と一緒に保険料を納付したとする元妻の納付状況を見ると、オンライン記録から、申立期間は元妻も国民年金未加入期間となっていることが確認できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、類似した氏名を含む氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわせる形跡は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月及び同年5月の国民年金保険料(付加保険料を含む)並びに同年10月及び同年11月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月及び同年5月
② 昭和59年10月及び同年11月

私は、昭和52年3月に友人と一緒にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、同時に付加年金の手続もした。保険料は付加保険料を含めて納付しており、申立期間①の定額保険料及び付加保険料を納付した。

また、申立期間②の保険料は、定額保険料のみが納付済みとなっているが、付加保険料も納付した。

上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間①の定額保険料及び付加保険料を納付し、申立期間②については付加保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。また、A市の国民年金被保険者名簿から、申立人は、同年3月9日に国民年金の任意加入手続と同時に付加年金の加入手続を行い、同年4月からの保険料を口座振替で納付する手続を行っていることが確認できる。

しかしながら、口座振替であれば、通常、残高不足とならない限り納付は着実に行われるはずであり、定額保険料のみが納付済みの記録となっている申立期間②の保険料の納付日を見ると、オンライン記録から、昭和61年12月27日に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間②は残高不足

により現年度納付できなかったものと推定され、未納の記録となっている申立期間①も含め、昭和 59 年度当時、保険料の納付が滞る何らかの事情が生じていたものと考えられる。

また、申立期間①及び②は同一年度であることから、未納保険料に対する催告は同時に行われたものと考えられるが、申立期間②の保険料を納付した時点においては、申立期間①の保険料は時効の成立により、制度上、納付することはできない。

さらに、付加保険料は納付期限を経過した後、さかのぼって納付することはできないため、申立期間②の定額保険料を納付した時点においては、申立期間②の付加保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料（付加保険料を含む）並びに申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料（付加保険料を含む）並びに申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4044

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から45年3月まで

私は、夫と共にA市役所で国民年金の加入手続をしたが、その後集金人が来なかったため再度夫婦の加入手続をした。その時、遅れた分の保険料は一度に納付するのは無理であるとの話をし、分割にしてもらった上で納付した。

申立期間の夫の保険料は納付済みとなっているが、私の記録が未納されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、夫の保険料とともに分割納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和45年10月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

また、一緒に夫婦二人分を納付したとする夫は、申立期間に相当する期間の保険料を2回に分割して過年度納付していることが、夫の所持する納付書・領収証書から確認できる。

しかし、夫婦の国民年金被保険者資格に関する記録を見ると、特殊台帳から、夫婦共に資格取得日が昭和36年4月1日となっていることが確認でき、市では夫婦それぞれの過去の厚生年金保険被保険者期間を把握していなかったことが分かる。この場合、申立人は加入手続時点で34歳であり、申立期間の保険料を過年度納付しなくても、昭和45年度以降60歳で資格を喪失するまでの保険料を納付することで年金受給権を確保できるが、夫は35歳到達月が昭和43年*月であり、年金受給権を確保するためには申立期間の保険料を過年度

納付する必要があったことがうかがえる。

また、申立人は、加入手続時に過年度納付を促されたが、一括での納付は困難であると申し出たと陳述していることから、夫の過年度保険料のみを分割で納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続をしたが、その後、集金人が来なかったため再度夫婦の国民年金の加入手続を行ったと陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人及びその夫には、昭和41年9月16日に払い出された別の国民年金手帳記号番号があるものの、保険料の納付がないために取り消されていることが確認でき、この手帳記号番号では、申立期間の保険料は納付することはできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び44年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和44年1月から同年10月まで

私は、昭和36年3月ごろ、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をし、以降は妻が、毎月自宅に来訪する集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。

加入時に区役所で、健康保険被保険者証をもらうためには、国民年金保険料を納付しなければいけないと言われたことから、昭和36年4月から未納は無く納付していたので、申立期間が未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、以降は妻が、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人夫婦の加入手続時期をみると、A市B区において、昭和41年6月1日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、手帳記号番号払出時点においては、申立期間①のうち、39年3月以前の保険料は、既に時効が成立しており、制度上、納付することができない期間になっている。

また、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の妻も、この期間は未納となっている。

さらに、申立期間①は6年度に及び、行政側がこれほど長期にわたり、事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

次に、申立期間②について、申立人の納付記録を見ると、昭和54年5月に、

この期間に後続する 44 年 11 月及び同年 12 月の保険料を特例納付していることが特殊台帳及び市の国民年金被保険者名簿双方において確認できる。この点については、申立人は、この特例納付を行うことによって、初めて 60 歳到達時に、300 月ちょうどの納付期間が確保できる状況であったことを踏まえると、受給権確保の観点からなされた行政側の勧奨を受けて納付したものと推定でき、特例納付時点において、行政側及び申立人双方は、申立期間①及び②が未納であることを認識していたものと考えられる。

また、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の妻も、申立期間②は未納となっている。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び44年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和44年1月から同年12月まで

私は、昭和36年3月ごろ、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をし、以降は私が、毎月自宅に来訪する集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。

加入時に区役所で、健康保険被保険者証をもらうためには、国民年金保険料を納付しなければいけないと言われたことから、昭和36年4月から未納無く納付していたので、申立期間が未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、以降は申立人自身が、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人夫婦の加入手続時期をみると、A市B区において、昭和41年6月1日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、手帳記号番号払出時点においては、申立期間①のうち、39年3月以前の保険料は、既に時効が成立しており、制度上、納付することができない期間になっている。

また、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の夫も、この期間は未納となっている。

さらに、申立期間①は6年度に及び、行政側がこれほど長期にわたり、事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

次に、申立期間②について、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫の納付記録を見ると、昭和 54 年 5 月に、この期間のうち、44 年 11 月及び同年 12 月の保険料を特例納付していることが特殊台帳及び市の名簿双方において確認できる。この点については、申立人の夫は、この特例納付を行うことによって、初めて 60 歳到達時に、300 月ちょうどの納付期間が確保できる状況であったことを踏まえると、受給権確保の観点からなされた行政側の勧奨を受け納付したものと推定できる。

一方、その夫より、1 歳以上若い申立人には、特例納付しなくても 300 月以上の納付期間が確保できる状況にあったことから、受給権確保の観点から特例納付の必要性は無かったほか、この特例納付がなされるまでの間、申立期間②は、夫婦共に未納であったこととなり、納付記録の管理が被保険者ごとになされていた状況に鑑^{かんが}みると、行政側が夫婦そろって、事務処理を誤るとは考え難い。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金制度が発足した昭和36年4月ごろ、婦人会の役員に国民年金への加入を勧められ、その人を通じて加入手続を行った。加入後は定期的に来訪してくる婦人会の役員に夫の分と一緒に月額100円の保険料を納付し、役所等に出向いて納付したことはなかった。

納付の際は、その役員に現金を渡すだけで年金手帳は用いず、領収書も発行されなかったが、加入以来、保険料は常に欠かさず納付してきたはずであり、加入後の最初の1年間は未納とされているのは納付できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足直後の昭和36年度の保険料を定期的に来訪してくる町内の婦人会の役員に納付していたと申し立てている。

一方、A市では、同市における制度発足初年度の保険料納付方法は、校区ごとに小学校及び保健所等に担当職員が出向いて行う出張検認若しくは市役所又は出張所への来訪による取扱いしかなかったとしており、申立人の陳述とは符合しない。

また、A市において、町内会及び婦人会等の納付組織の設立が可能となったのは、昭和37年4月からであることが、同市の規則から確認でき、これより前の保険料を、婦人会の役員に定期的納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間については申立人と同様に未納とされていることが特殊台帳及びオンライン記録から確認できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について旧姓を含む別読みによる氏名検索を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から50年3月まで

私の母親が、私の国民年金の加入手続を行った。以降、母親と私の国民年金保険料と、国民健康保険料と一緒に併せて、母親が定期的に集金人に納付したはずである。また、昭和41年4月に婚姻したので、同年2月以降の妻の保険料についても、母親と一緒に納付した。

年金記録を確認すると、申立期間の保険料が未納と分かったほか、妻も昭和41年2月から50年3月までの保険料が未納と分かった。既に母親は亡くなったため、詳しいことは分からないが、母親は几帳面で未納にするとは考え難いので、夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を契機に国民年金に加入し、以降の保険料は、母親の保険料と国民健康保険料と一緒に併せて、母親が定期的に集金人に納付を行い、また昭和41年4月の婚姻を契機に、同年2月以降の妻の保険料も、母親と一緒に納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、市の国民年金被保険者名簿の作成日から、夫婦共に昭和50年9月になされたものと推定できる。また、この点については、夫婦の国民年金手帳記号番号払出簿の処理日が同年9月19日である状況と整合している。この場合、手続時点においては、申立期間のうち、48年6月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間となっているほか、申立人は38年6月に、その妻は41年4月の婚姻を契機に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。また、手続時点において、申立期間のうち、48年7月以降の保険料は、過年度納付は可能な期間であったものの、その場合、定期的に母親が集金人に納付したとする申立人の陳述と

は符合しない。

また、一緒に夫婦二人分を納付したとする妻も、申立期間（厚生年金保険被保険者期間を除く）は未納となっているほか、夫婦共に昭和 51 年度に催告されている形跡が夫婦の特殊台帳から確認できる。

さらに、申立人夫婦共に加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かではない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から50年3月まで

昭和41年4月に婚姻したので、義母が私の国民年金の加入手続を行い、同年2月の保険料から、夫と義母の国金年金保険料と、国民健康保険料と一緒に併せて、義母が定期的に集金人に納付したはずである。

年金記録を確認すると、申立期間の保険料が未納と分かったほか、夫も昭和38年6月から50年3月までの保険料が未納と分かった。既に義母は亡くなったため、詳しいことは分からないが、義母は几帳面で未納にするとは考え難いので、夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月の婚姻直前の同年2月からの国民年金保険料は、申立人の夫及び義母の国民年金保険料と、国民健康保険料と一緒に併せて、義母が定期的に集金人に納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、市の国民年金被保険者名簿の作成日から、夫婦共に昭和50年9月になされたものと推定できる。また、この点については、夫婦の国民年金手帳記号番号払出簿の処理日が同年9月19日である状況と整合している。この場合、手続時点においては、申立期間のうち、48年6月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間となっているほか、41年4月の婚姻を契機に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。また、手続時点において、申立期間のうち、48年7月以降の保険料は、過年度納付は可能な期間であったものの、その場合、定期的に義母が集金人に納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、一緒に夫婦二人分を納付したとする夫も、申立期間は未納となっているほか、夫婦共に昭和51年度に催告されている形跡が夫婦の特殊台帳から確

認できる。

さらに、申立人夫婦共に加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かではない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成3年7月までの期間及び同年9月から4年7月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成3年7月まで
② 平成3年9月から4年7月まで

昭和62年4月より前の期間は免除申請済みであり、平成6年4月以降も免除申請の手続をしているのに、その間の期間を手續していないのは考えられない。

申立期間当時は母子家庭だったので、役所の方の助言も有り、必ず免除申請の手続をしておくように言われていたので、手續しなかったとは考えられず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は母子家庭であり、役所から必ず免除申請の手続をしておくようにと助言されていたので、手續しなかったとは考えられないと申し立てている。

そこで、申立人の免除記録を見ると、申立期間①の直前の期間である昭和54年7月以降62年3月までの期間について、申請免除の記録であることが、特殊台帳及びオンライン記録から確認できるものの、申立期間について免除申請が認められた形跡は見られない。

また、申立人が申立期間について、免除承認を受けるためには、昭和63年度以前は毎年7月末まで、平成元年度以降は毎年5月末までに申請を行う必要があり、承認は年度単位となる。一方、申立人の納付記録を見ると、申立人が平成5年9月10日に第3号被保険者の届出を行ったことにより、同年7月の保険料が過誤納となり、申立期間に挟まれた3年8月の保険料に充当され、残額が申立人の銀行口座に振り込まれたことがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立期間②に後続する4年8月から同年12月までの保険料は、追納ではなく過年度納付されていることが、オンライン記録において確認できることから、申立期間①のうち、3年4月以降及び申立期間②について、免除承認を受けていたとする申立人の陳述は不自然である。

加えて、申立期間は延べ6年度にわたり、免除申請の承認を受けるためには、6回の申請が必要となることから、行政側がこれほど継続的に事務的過誤を繰り返すとは考え難い。

このほか、申立期間について、免除承認されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年3月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月から17年3月まで

私は、平成15年4月1日にA区役所に行き、年金保険課で国民健康保険料の減額を申請した。その時、「国民年金はどうしますか」と尋ねられたが、支払える余裕は無いので、免除申請の手続を行ったはずだ。最初は1階の窓口で話していたが、2階に案内され、2階のカウンターで書類を書き、持っていた実印を押した記憶が有る。

その後、平成17年3月7日に病気を発症したが、それまでの間、国民年金に加入し保険料は全額免除されていたはずなので、このことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年4月1日にA区役所で国民健康保険料の減額の申請をした際に、国民年金についても免除申請の手続をしたはずだと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録を見ると、平成4年1月12日付けで、第2号被保険者の資格の喪失により、初めて第1号被保険者の資格を取得していることが、オンライン記録から確認できるものの、この手続は、21年7月30日に、生活保護受給に伴う法定免除の届出と同時にB区役所で行われたことが、区の届出書の写しから確認できる。なお、取得事由欄に「適用漏れ」のコードが記載されていることから、届出時点で国民年金の未加入が判明したため、同時に加入手続を行ったものと推定される。この場合、この手続日前においては、申立期間は未加入期間となることから、制度上、免除申請を行うことができず、15年4月1日に免除申請の手続を行ったとする陳述とは符合しない。

また、申立人は平成15年4月1日に国民健康保険料の減額の申請を行った際に、国民年金の免除申請も行ったとするところ、国民健康保険料の減額につ

ながる平成14年度分（平成13年1月から同年12月まで）の所得が無い旨の申告を平成14年11月29日に、平成15年度分及び16年度分の所得が無い旨の申告を病気の発症後である平成17年12月2日にさかのぼって行っていることが、市民税・県民税申告書の写しから確認でき、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の免除記録を見ると、平成21年8月7日に法定免除の処理がなされているものの、これ以外の免除の記録は無いことがオンライン記録から確認できるとともに、平成14年度及び15年度に申立人の免除申請を受け付けた形跡は無いとA区役所は回答している。

加えて、別の基礎年金番号による免除申請の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号の存在はうかがえず、また、申立期間の免除承認されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から45年3月まで

私が昭和40年7月に会社を退職後、すぐに母が私の国民年金の加入手続を行うとともに、母が両親の保険料と一緒に私の保険料を集金人に納付してくれていた。

母が集金人に納付していた保険料額は月250円であり、「30歳になれば月450円に上がる」と聞いたことを覚えている。

両親は、国民年金制度が発足した当初から国民年金に加入し、保険料をすべて納付しているのに、母が私の保険料だけ納付しないことは考えられない。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が昭和40年7月に会社を退職後、すぐに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、母親が両親の保険料と一緒に申立人の保険料を集金人に納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人が会社を退職した約5年後の昭和45年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる上、申立人は、自らの国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする申立人の母親は既に高齢のため、当時の具体的な加入手続及び納付状況は不明である。

また、申立人の母親が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に現年度

納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立期間は4年9か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の母親が集金人に納付していた保険料額は月250円であり、「30歳になれば月450円に上がる」と聞いたことを覚えているところ、申立人の納付記録が始まる申立期間直後の昭和45年4月から同年6月までの保険料は月額250円であり、同年7月から保険料額が改定され、月額450円となっていることを踏まえると、保険料額の推移に関して、申立人の記憶と申立期間後の状況とが符合している。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

国民年金制度が発足した昭和36年4月に、母が店に来た区役所の職員に私と母の国民年金の加入手続を一緒に行った。国民年金保険料も、母が店に来ていた集金人に私と母の二人分を一緒に納付してくれていた。

母が昭和36年4月からすべて保険料を納付済みであるのに、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に申立人の母親が店に来た区役所の職員に申立人及びその母親に係る国民年金の加入手続を一緒に行ったと申し立てているところ、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、手帳発行日は、その約5年後の41年6月1日と記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度の適用特別対策により、申立人の母親と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに母親と一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、それぞれ国民年金制度が発足した昭和36年4月1日まで期間をさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人及びその母親の加入手続が行われた昭和41年6月ごろの時点において、母親は48歳を超えており、それ以降60歳まで保険料を納付しても、母親の年金受給資格期間である12年を確保することが難しい状況であったことがうかがわれる一方で、申立人は当時26歳であり、60歳まで33年以上あ

ることから、申立人の年金受給資格期間である 25 年を確保することが十分可能であったことなどの事情を踏まえると、その後に実施された特例納付に際し、母親のみ申立期間の保険料をさかのぼって納付していた可能性も否定できない上、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料と一緒に納付してくれていたとする母親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人の母親が、申立てどおり、昭和 36 年 4 月から申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその母親に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人は、現在所持する 41 年 6 月 1 日発行の国民年金手帳が最初の年金手帳であると陳述している。

加えて、申立期間は 5 年に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から44年3月まで

昭和41年1月に結婚生活を始め、同年3月に夫が区役所へ婚姻届を提出に行った際、国民健康保険と一緒に私の国民年金の加入手続もしてくれた。

その後は、夫の母が、夫の母と夫婦二人分の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年3月に申立人の夫が区役所へ婚姻届を提出に行った際、申立人の国民年金の加入手続も行ってくれたと申し立てしているところ、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、手帳発行日は、同年9月17日と記載されている上、国民年金手帳記号番号払出簿による申立人の国民年金手帳記号番号の払出日とも一致していることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立人の婚姻届出日である41年3月*日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得したことが記載されている。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の夫の母親が、申立人夫婦の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと申し立てしていることから、夫婦共に保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする夫の母親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人の夫の母親が、申立てどおり、結婚当初から申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべ

て視認し、旧姓を含めて各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立期間は3年1か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の夫の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から54年6月までの期間、55年7月から56年3月までの期間、平成3年8月、同年10月から同年12月までの期間及び4年2月から5年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月から54年6月まで
② 昭和55年7月から56年3月まで
③ 平成3年8月
④ 平成3年10月から同年12月まで
⑤ 平成4年2月から5年4月まで

申立期間①について、私は、昭和54年6月にA市B区で店を開業し、その約1年後の55年5月ごろに、B区役所の2階又は3階で、夫婦二人分の保険料であったと思うが、8万円ぐらいをまとめて納付した。

また、申立期間②、③、④及び⑤の保険料については、納付金額はよく覚えていないが、転居先のA市C区役所、B区役所及びD区役所で定期的に納付していた上、D区に在住中には、短期間のうちに同区内で何度か住所を移転したので納付書が来なくなり、納付書を送ってほしいと督促するために、D区役所に出向いたことがある。

上記期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和54年3月に夫婦連番で払い出されている上、平成元年3月までの夫婦に係る保険料の納付済期間及び免除期間の記録が一致していることなどを踏まえると、この時期までの国民年金の諸手続及び保険料の納付については、夫婦一緒に行われていたものとみるのが自然であり、申立人がまとめて納付したとする申立期間①の保険料及び定期的に納付していたとする申立期間②の保険料について、納付記録が夫婦同時にかつ連続して欠落することは考え難い。

また、申立人は、A市B区で店を開業した昭和54年6月の約1年後である55年5月ごろに、B区役所で8万円ぐらいの保険料をまとめて納付したと申し立てているところ、当時は、特例納付の実施期間中であり、申立期間①の保険料をさかのぼって納付することが可能であったものと考えられるが、同期間に係る保険料額を試算すると5万7,260円であり、夫婦二人分でも11万4,520円であることから、いずれも申立人の記憶する納付金額と符合しない上、申立人が申立期間①の保険料をまとめて納付したとしているにもかかわらず、納付直後の申立期間②の保険料が未納となっているのは不自然である。したがって、申立人が区役所でまとめて納付したとする保険料は、国民年金保険料以外の保険料であった可能性も否定できない。

申立期間③、④及び⑤について、申立人は、転居先の区役所で定期的に保険料を納付していたと申し立てているが、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成3年6月及び申立期間③直前の同年7月の保険料を過年度納付するとともに、申立期間③の保険料を2年の時効完成後の5年10月12日に納付したことにより、翌月の3年9月の保険料に充当されたことが確認できるなど、この当時、申立人が同年6月以降の未納期間の保険料を2年後の時効完成前後において不定期に納付していたことがうかがえる。

また、申立人に係るA市D区の国民年金被保険者名簿を見ると、平成9年2月6日現在の国民年金の納付記録として「納付42月、免除96月、未納83月」の記載が確認できるところ、各月数は、同日現在における申立期間の保険料を除く納付月数及び免除月数と一致し、過年度である8年3月以前の未納期間（申立人に係る平成5年5月以降の厚生年金保険の加入期間は、この当時は把握されていない。）の月数と一致しているほか、同年2月26日に、区役所が社会保険事務所（当時）と合同で、過年度を含む未納期間を有する被保険者を呼び出して保険料を徴収する「集合徴収」を実施したことが記載されており、納付書の送付を督促するためにD区役所に出向いたとする申立人の記憶は、当該集合徴収のために出向いた記憶であったものとみても不自然ではないことなどを踏まえると、これらの記載自体に特段不合理な点は認められない。

さらに、当該被保険者名簿には、申立人の集合徴収が行われた前日である平成9年2月25日に、職権により、申立期間⑤直後の5年5月16日まで期間をさかのぼって国民年金の資格を喪失させたことが記載されていることから、この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月及び9年1月から17年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月
② 平成9年1月から17年2月まで

私は、平成9年1月に会社を退職後、国民年金保険料の納付書が届いたので、毎月銀行で保険料を納付していた。

退職の翌月から平成11年6月まで厚生年金保険の適用が無い個人経営の店で働いていたことから、その間は国民年金に加入していたが、その後は、独立して自分で店を経営するようになるまで転職を繰り返していた。

私が保険料を納付していた時期及び期間については、記憶が定かではないが、収入が安定していた1年半又は2年間ぐらいは保険料を納付していたはずであるのに、申立期間のすべてが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の資格変更履歴を見ると、平成7年7月1日に第1号被保険者の資格を取得し、同年8月21日に同資格を喪失したことが、20年12月4日に判明し記録が追加されていることから、申立期間①当時は、記録上、国民年金の未加入期間であったものと考えられる上、記録が追加された時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

申立期間②について、申立人は、平成9年1月に会社を退職後、国民年金保険料の納付書が届いたと申し立てているが、当時における厚生年金保険から国民年金への切替手続について、申立人に状況を聴取したところ、切替手続を行った記憶は全く無いとし、その必要性についての認識もうかがえなかつた上、国民健康保険料は、納付しなければ納付するよう通知が来るので必ず納付しており、国民年金保険料も通知が来たので納付していると陳述するのみであり、

当時の国民年金保険料に関する納付金額及び納付書の様式等について明確な陳述を得ることができなかった。

また、申立人は、申立期間②のうち、収入が安定していた1年半又は2年間ぐらいは保険料を納付していたように思うとし、その後は、年齢も若く独立資金も必要であったので、途中で納付しなくなったこともあると曖昧な陳述を行っていることから、具体的な保険料の納付済期間を特定することもできない。

さらに、申立人の所持する年金手帳を見ると、それまで申立人が会社で加入していた厚生年金保険の記号番号を申立人の基礎年金番号として設定し、平成9年1月1日付けで交付した旨の社会保険庁(当時)の通知書が貼付されていることから、申立人が同年1月に会社を退職後、国民年金への切替手続をしなくても届いたとする納付書は、当該通知書であった可能性も否定できない上、基礎年金番号が導入された同年1月以降は、収納事務の機械化により記録管理の強化が図られており、申立人が、申立期間②のうち、保険料を納付していたとする期間が1年半又は2年間ぐらいであったとしても、この間、納付記録が毎月連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年3月まで

私は、昭和42年1月から両親が経営する店で働くようになり、以前に勤めていた会社の上司に年金の大切さを教えられていたので、母に私の国民年金の加入を依頼した。

私自身が保険料を納付したことはないが、母が両親の保険料と一緒に私たち夫婦の保険料を集金人に納付してくれており、両親は、昭和36年4月から滞りなく保険料を納付している記録があるのに、母が私たち夫婦の保険料だけ途中から納付することは考えられない。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月から申立人の両親が経営する店で働くようになったので、母親に申立人の国民年金の加入を依頼したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、その約2年半後の昭和44年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる上、申立人は、自らの国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする申立人の母親は既に高齢のため、当時の具体的な加入手続及び納付状況は不明である。

また、申立人の母親が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、

申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立期間は2年3か月に及び、この間、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の両親が昭和36年4月から保険料をすべて納付しているのに、母親が申立人夫婦の保険料だけ途中から納付することは考えられないと申し立てているが、両親の国民年金手帳記号番号は、申立人が両親と暮らし始める以前の同年6月に夫婦連番で払い出されている上、その時点で現年度納付が可能であった同年4月から保険料を納付しており、申立人夫婦の場合と加入時期等において事情を大きく異にしている。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月及び同年 3 月、61 年 4 月から同年 9 月までの期間、62 年 4 月から平成元年 3 月までの期間、11 年 4 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月から 12 年 5 月までの期間、同年 9 月並びに 13 年 3 月から 15 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで
④ 平成 11 年 4 月から同年 7 月まで
⑤ 平成 11 年 9 月から 12 年 5 月まで
⑥ 平成 12 年 9 月
⑦ 平成 13 年 3 月から 15 年 5 月まで

私は、昭和 59 年 1 月に会社を退職後、父の経営する店で働くようになり、両親から後々のことがあるからと国民年金の加入を勧められたので、すぐに市役所へ行き自分で国民年金の加入手続を行った。保険料についても、平成 2 年 5 月に結婚するまでは、私が毎月近くの銀行で納付していた。

結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたが、父の経営する店が平成 3 年 10 月に厚生年金保険の適用事業所となったため、その時から厚生年金保険に加入することになった。しかし、11 年 4 月に同店が適用事業所で無くなり、両親から国民年金と国民健康保険に切り替えるよう言われたので、それ以降は、再び妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていた。

申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 59 年 1 月に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行ったと申し立てしているところ、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、退職の約 1 年後である同年 12 月に払い

出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間①の保険料は過年度保険料であるが、申立人は、加入手続当時の状況についてはよく覚えていないと陳述しており、具体的な納付状況等は不明である。

申立期間②及び③について、申立人は、国民年金に加入後は、近くの銀行で保険料を毎月納付していたと申し立てているが、申立期間②及び③は合計2年6か月に及び、この間、申立人の納付記録が毎月連続して欠落することは考え難い上、申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録を見ると、昭和60年2月及び同年3月の2か月の保険料を翌年の61年1月に過年度納付し、申立期間②直後の同年10月から申立期間③直前の62年3月までの6か月の保険料については、充当により納付済期間となっていることが確認できるほか、申立期間③直後の平成元年4月から同年8月までの5か月の保険料を同年8月にまとめて現年度納付しているなど、当時における申立人の納付行動は、その申立内容と異なり、納付期間及び納付時期が一定しない状況であったことがうかがえる。

結婚後の期間である申立期間④、⑤、⑥及び⑦について、申立人は、平成11年4月に申立人の父親が経営する店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなつて以降、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を毎月納付してくれていたと申し立てているが、申立期間④の始まる同年4月以降の申立人夫婦に係るオンライン記録を見ると、夫婦共に、同年8月の保険料を2年の時効が完成する直前の13年9月に過年度納付を開始して以降、数回にわたり、同様に時効が完成する直前に過年度納付していることが確認できるほか、12年9月の保険料については、時効完成後に過年度納付したことにより、翌月の同年10月の保険料に充当され、結果として申立期間⑥が未納期間となるなど、当時における申立人の妻の納付行動についても、その申立内容と異なり、2年前の未納期間の保険料を時効完成前後に過年度納付するという不安定な状況であったことがうかがえる。

また、申立期間④、⑤、⑥及び⑦は合計3年以上に及び、特に基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、収納事務の機械化により記録管理の強化が図られていることから、これだけの回数及び期間にわたり、夫婦の納付記録が同時にかつ連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人又は申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から59年12月までの期間、平成11年4月から同年7月までの期間、同年9月から12年3月までの期間、同年9月及び13年3月から15年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から59年12月まで
② 平成11年4月から同年7月まで
③ 平成11年9月から12年3月まで
④ 平成12年9月
⑤ 平成13年3月から15年5月まで

私は、母から20歳になれば国民年金に加入しなさいと言われていたので、20歳になったころ、自分で区役所へ行き国民年金の加入手続きを行い、以降、近くの郵便局及び銀行で私が毎月保険料を納付していた。

結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたが、当時、夫が勤務していた夫の父の経営する店が平成3年10月に厚生年金保険の適用事業所となったため、その時から夫は厚生年金保険の被保険者になり、保険料を納付しなくなった。しかし、11年4月に同店が適用事業所で無くなり、夫の両親から国民年金と国民健康保険に切り替えるよう言われたので、それ以降は、再び私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になったころに国民年金の加入手続きを行ったと申し立てているところ、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人が25歳である昭和62年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続きが行われたものと推定される上、同年4月27日に、その時点

で時効にかかわらず納付が可能であった申立期間①直後の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの保険料をさかのぼって過年度納付し、これに続く同年 4 月から 62 年 3 月までの保険料についても、同年 7 月から平成元年 1 月までの期間内に 5 回に分けて過年度納付していることが、申立人の所持する領収証書により確認できる。したがって、国民年金の加入手続が行われたとみられる昭和 62 年 4 月の時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間①の保険料を毎月現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立期間①は 3 年 5 か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎月連続して欠落することは考え難い。

結婚後の期間である申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は、平成 11 年 4 月に申立人の夫の父親が経営する店が厚生年金保険の適用事業所でなくなって以降、申立人が夫婦二人分の保険料を毎月納付していたと申し立てているが、申立期間②の始まる同年 4 月以降の申立人夫婦に係るオンライン記録を見ると、夫婦共に、同年 8 月の保険料を 2 年の時効が完成する直前の 13 年 9 月に過年度納付を開始して以降、数回にわたり、同様に時効が完成する直前に過年度納付していることが確認できるほか、12 年 9 月の保険料については、時効完成後に過年度納付したことにより、翌月の同年 10 月の保険料に充当され、結果として申立期間④が未納期間となるなど、当時における申立人の納付行動は、その申立内容と異なり、2 年前の未納期間の保険料を時効完成前後に過年度納付するという不安定な状況であったことがうかがえる。

また、申立期間②、③、④及び⑤は合計 3 年以上に及び、特に基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降は、収納事務の機械化により記録管理の強化が図られていることから、これだけの回数及び期間にわたり、夫婦の納付記録が同時にかつ連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年5月まで

会社を経営していたが、昭和40年末に廃業し、翌41年春ごろから父と一緒に自営業を始めたが、社会保険事務所(当時)で、個人事業主は、社会保険に加入することができないと言われて、仕方なく国民年金に加入した記憶がある。

申立期間の保険料は、妻が自宅近くの銀行又は郵便局で、納付書に現金を添えて納付してくれたはずと思うが、はっきりとは覚えていない。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、経営していた会社を廃業し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した翌年の昭和41年春ごろに、国民年金の加入手続をしたと申し立てている。

しかし、申立人のオンライン記録を見ると、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の記録が確認できるのみであり、国民年金被保険者資格の取得履歴は確認できず、また、妻のオンライン記録を見ても、国民年金被保険者資格の取得履歴は確認できない。

また、申立期間当時の居住地であるA県B市及びC県D市E区保存の国民年金被保険者名簿を調査しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できない。

さらに、申立期間当時の居住地における国民年金保険料の収納は、印紙検認方式によって行われており、納付書で納付したとする申立内容とは符合しない上、申立期間は74か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間当時の居住地を管轄する社会保険事務所において、申立期

間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人及びその妻から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から44年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から44年11月まで

私は、20歳から生活保護世帯として、国民年金保険料は法定免除されていたはずである。

今まで保険料の納付書が届いたことはなく、生活保護世帯ではなくなっただけから、免除申請する必要はないと言われ、その後も保険料の納付書を見たことはない。

保険料の納付機会が一度も無いことから、今日まで保険料はすべて全額免除されていると考えていたのに、記録上、申立期間の保険料が全額免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳当時から生活保護世帯であったことから、申立期間の国民年金保険料については、法定免除されていたはずであると申し立てている。

しかし、A市に照会したところ、同市における申立人の生活保護開始日は、昭和40年10月*日であることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、生活保護世帯であった場合でも、制度上、申立期間当時に国民年金保険料の法定免除を受けるためには、その時点で国民年金に加入していることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和47年10月に払い出されており、また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人が申立期間当時において国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

さらに、国民年金手帳記号番号払出当時、申立人が居住していたB市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間の国民年金保険料について法定免除

を受けた事跡は確認できない。

加えて、法定免除手続に係る時期、場所及び方法についての申立人の記憶は不明であり、申立人から申立期間の国民年金保険料の免除をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から平成 7 年 4 月までの期間及び 8 年 6 月から 19 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月から平成 7 年 4 月まで
② 平成 8 年 6 月から 19 年 6 月まで

昭和 57 年 6 月に病気のため会社を退職したので、A 区役所に国民健康保険の加入手続に出向き、その際、職員に勧められて国民年金にも加入した。

その後、毎年、納付書が郵送されてきたが、病気のため仕事ができなかったため、A 区役所で免除申請の手続を行った。

また、転居の都度、同様に窓口で免除申請手続を行っていたはずである。

申立期間について免除申請の手続をしたことは間違いないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 6 月に会社を退職した際、B 市 A 区役所で国民年金に加入したと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、平成 20 年 7 月 15 日に国民年金保険料の免除申請が行われたことに伴い、同年 7 月 17 日に初めて基礎年金番号が付番され、この時点で昭和 57 年 6 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得し、申立期間が国民年金未加入期間から未納期間へと訂正されたことが確認できることから、基礎年金番号が付番される以前においては、申立期間は国民年金未加入期間となっており、制度上、保険料の免除申請を行うことはできない。

また、免除申請が認められるためには、制度上、被保険者による免除申請手続が毎年度必要となるところ、手続に係る申立人の記憶は不明である。

さらに、申立期間は合わせて 288 か月であり、関係行政機関も C 県 D 区、B

市A区、E市、B市F区、同市G区及び同市H区の6機関に及んでおり、これほど長期間にわたり、複数の行政機関において、国民年金の記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料について免除申請することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から58年10月までの期間、61年3月から平成8年10月までの期間及び18年1月から20年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月から58年10月まで
② 昭和61年3月から平成8年10月まで
③ 平成18年1月から20年6月まで

会社を退職した昭和56年3月ごろに、A区役所で、保険料の免除申請の手続を行った。

毎年、納付書が郵送されてきたが、収入が無かったため、その後も、きちんと免除申請の手続を行った。

申立期間について免除申請の手続をしたことは間違いないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年3月ごろに、B市A区役所で、国民年金保険料の免除申請を行ったと申し立てている。

しかし、申立人は、この時点においては、20歳になっていないため、制度上、国民年金に加入することができない。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、平成10年4月28日に初めて平成9年度の国民年金保険料を一括して現年度納付するとともに、10年度以降の保険料については、その後、定期的に現年度納付していることが確認できることから判断すると、この当時に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和61年3月21日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと考えられ、申立期間当時においては、申立期間①のうち、20歳に到達した57年*月から58年10月までの期間及び申立期間②は国民年金未加入期間となることから、制度上、当該期間の免除申請を行うことはできな

い。

さらに、オンライン記録等を見ると、申立期間③のうち、平成18年1月から19年6月までの国民年金保険料については、強制徴収手続が行われており、また、同年7月から20年6月までについては、免除申請が行われたものの、却下された事跡が確認できる一方、当該期間に免除承認されたことがうかがえる事跡は確認できなかった。

加えて、申立期間は合わせて190か月に及んでおり、これほど長期間にわたって免除申請手続及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料の免除を申請することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から48年3月まで

昭和46年5月に結婚し、その後、妻がA区役所B出張所で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。

申立期間の保険料については、妻から当該出張所の窓口で3か月ごとに納付していたと聞いており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年に結婚した後、妻がC市A区役所の出張所で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、妻が3か月ごとに同出張所で納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和48年5月10日に、D区において払い出されており、申立内容と符合しない。

また、申立人の所持する国民年金手帳の発行日を見ても、昭和48年4月2日と記載されていることから、この時点においては、申立期間のうち、46年6月から47年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となるが、保険料納付を担っていたとする申立人の妻は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、現年度納付することは可能であるものの、国民年金手帳の印紙検認記録欄には検認印が無い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたこ

とをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を担っていたとする申立人の妻の記憶も明確では無く、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年3月まで

国民年金には、当初、昭和41年6月にA県B市で加入した。

結婚後の48年4月にC市D区においても夫婦で加入手続を行ったが、それ以前の47年8月に会社を退職した際に、当時居住していたE区でも加入手続を行った記憶がある。

申立期間の保険料については、私がE区で加入した際に交付を受けた国民年金手帳により同区役所F出張所の窓口で夫婦二人分の保険料を3か月ごとに納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月に会社を退職後、当時居住していたC市E区で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B市において昭和41年6月27日に、また、C市D区において夫婦連番で48年5月10日にそれぞれ払い出されていることが確認できたものの、E区において手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

また、申立人は、A県で交付された国民年金手帳により申立期間の国民年金保険料を納付した記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人の所持するD区で交付された国民年金手帳の発行日を見ると、昭和48年4月2日と記載されていることから、この手帳により申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能であるものの、手帳の印紙検認記録欄には検認印が無い。

加えて、仮に申立人の主張のとおりであるとした場合、申立人がD区で新た

に加入手続を行った時点で、同区では、申立人が約8か月前に同一市内において既に加入していたことを確認しないまま、新たに国民年金手帳の交付を行ったこととなり、不自然な点は否めない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで

ねんきん特別便によれば、A社及びB社における厚生年金保険加入期間について脱退手当金支給済みとなっている。

A社退職時に同社の担当者から説明を受け、脱退手当金を受給したことは覚えているが、その後勤めたB社における加入期間については請求も受給もしていない。

B社では経理を担当しており、同社に係る脱退手当金の手続をした覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたことになっているA社の厚生年金保険加入期間については、会社の担当者に手続をしてもらい、退職後、脱退手当金を受給したとしているところ、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は確認できないほか、同社の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されていないことを踏まえると、この時期に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和36年12月5日に支給決定されている上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間とそれ以前の期間を基礎と

した脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 12 月 1 日から 34 年 2 月 4 日まで
② 昭和 34 年 3 月 1 日から同年 5 月 7 日まで
③ 昭和 34 年 5 月 10 日から 43 年 2 月 29 日まで
④ 昭和 43 年 10 月 2 日から 44 年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 45 年 5 月 2 日から 48 年 2 月 28 日まで
⑥ 昭和 48 年 3 月 2 日から 49 年 2 月 21 日まで

厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社、B社及びC社に勤務していた期間（申立期間①、②及び③）とD社、E社及びF社に勤務していた期間（申立期間④、⑤及び⑥）の2回にわたり脱退手当金が支給されたこととなっているが、当時、脱退手当金の制度も知らなかったため、請求手続を行うはずがない。

いずれの脱退手当金も請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いずれの申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

申立期間①、②及び③については、オンライン記録によると、最終事業所であるC社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和43年5月2日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計11ページ(215人)に記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した11人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を

含め 10 人みられ、うち 9 人が資格喪失後約 4 か月以内に支給決定がなされている上、同一支給日の受給者も散見できることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同表示には「43. 3」と併記されているところ、申立人の脱退手当金の支給決定が昭和 43 年 5 月 2 日になされていることを踏まえると、同表示は同年 3 月を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたと考えるのが自然である。

申立期間④、⑤及び⑥については、オンライン記録によると、最終事業所である F 社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 49 年 4 月 15 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の署名、押印がなされている上、同年 3 月 5 日付けで H 社会保険事務所（当時）に提出されており、脱退手当金は当時の住所地に近い G 郵便局での隔地払（通知払）とされていることが確認できる。

また、申立期間⑤の E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は昭和 49 年 4 月 6 日に最終事業所である F 社に係る記号番号と重複取消されていることが確認できるところ、当該事業所を退職した約 1 か半月後の同日が脱退手当金支給決定の直前であることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、F 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同表示には「49. 4. 4」と併記されているところ、申立人の脱退手当金の支給決定が昭和 49 年 4 月 15 日になされていることを踏まえると、同表示は同年 4 月 4 日を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたと考えるのが自然である。

加えて、いずれの脱退手当金についても支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 20 日から 42 年 5 月 1 日まで

A社を退社する際、同社の厚生年金保険加入期間については脱退手当金を受給したが、オンライン記録によれば、同社の期間とその後勤務したB社を合わせた期間について脱退手当金を受給したことになる。

B社の厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を請求しておらず受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はオンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間前のA社における厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を受給したとしているところ、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は確認できない上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示は記されていないとともに、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、勤務期間は受給したことを認めているA社の期間と申立期間が合わせて記載されていることを踏まえると、申立期間についても併せて脱退手当金が請求されたものと考えるのが自然である。

また、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、昭和 42 年 5 月 26 日にB社を管轄するC社会保険事務所（当時）に提出された後、退職所得の受給に関する申告書の署名欄に記入漏れがあったことから、いったん申立人に返戻され、同年 6 月 12 日に再度提出されていることが確認できる上、裁定請求書の領収書欄には申立人の記名、押印がなされていることから、申立人の脱退手当金支給が社会保険事務所における当地払いにより行われたことが確認できる。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、A社における加

入期間と申立期間とを合算して支給されたこととなっている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないが、ほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 8 日から 32 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 29 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は、適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一日で資格を喪失している複数の元従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できる回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月から 28 年 3 月 3 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 27 年 9 月から勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明であるとしている。

また、申立人は申立期間当時の同僚について記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し8人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務を推認できる陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、C職として入社したと陳述しているところ、申立人と同様にC職として入社し、「1年から1年半ぐらいは勤務した」としている元従業員のA社における被保険者期間は6か月であり、申立人と同様に6か月から1年程度の未加入期間が推認されることから、同社では、C職について、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

なお、申立人は、「年金の裁定請求時に、申立期間が年齢からすれば中学在学中の期間であったことから、社会保険事務所において申立期間の年金記録が削除されたような記憶がある」としているが、申立人に係るオンライン記録に^{そきゅう}遡及訂正等不自然な点は見られず、前述の被保険者名簿の記録とも一致してい

ることから、裁定請求時に記録の訂正が行われたとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給与の額と異なる低い額で記録されていることが分かった。同社には、月給 20 万円を最低保証するという約束で入社したので、申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額は 20 万円であったのに、社会保険事務所の記録はこれより低額であると申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間当時の給与明細書等を保管しておらず、一方、B社も、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間に係る申立人の標準報酬月額等について確認することはできない。

また、A社において、申立期間を含む昭和 50 年 1 月から 55 年 11 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している 8 人に対し、当該期間における自身の標準報酬月額について照会したところ、5 人から回答があり、そのうち 1 人は「分からない」としているものの、4 人は「正しいと思う」としている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時の申立人の標準報酬月額は、社長、専務に次いで高額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が同社において不当に低かったとは考え難い。

このほか、社会保険事務所の記録に、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な

点は見られず、また、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月ごろから 42 年 8 月 22 日まで
夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 38 年 1 月ごろから勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人のA社における厚生年金保険の加入記録は、雇用保険の加入記録と一致しているところ、同社では、「厚生年金保険と雇用保険の加入手続は採用時に同時に行っていた。55 か月もの期間にわたって当該手続を行わないことは考えられない」としており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録が有る複数の元従業員は、雇用保険被保険者総合照会の結果から、厚生年金保険と雇用保険に同時に加入していることが確認できる。

また、申立人の妻は同僚の名前を記憶していないため、前述の被保険者名簿において、申立期間に加入記録が有る元従業員のうち、住所が判明した 16 人に照会し 7 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月から同年 8 月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社(現在は、B社)C工場でD職として勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述等から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社C工場に勤務したことが推認できる。

しかし、申立人は、A社C工場でD職として勤務していたと申し立てているところ、同社の複数の元従業員は、「申立期間当時、A社C工場では、D職は厚生年金保険に未加入だった」と陳述しており、また、これらの元従業員のうち、昭和31年9月にD職として入社し32年3月1日付けで正社員になったとする者二人について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を見ると、兩人共に正社員になった同一日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社C工場では、D職を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B社C工場は、「当社が保管する社会保険台帳に申立人の記録は無い」としている。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5858 (事案 3919 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 1 日から 19 年 4 月 16 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正を申し立てたが、申立期間におけるA社での勤務が確認できない等の理由で申立ては認められなかった。

今回、新たにA社で一緒に勤務していた同僚13人の名前を挙げるので、申立期間について、労働者年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、A社で労働者年金保険の加入記録が無ければ、B社という事業所で労働者年金保険に加入したかもしれないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間におけるA社での勤務が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間におけるA社での勤務等を示す新たな情報として、同僚 13 人の名前を挙げているが、そのうち 10 人については、申立人は姓のみしか記憶していないため本人を特定することができない。また、その他の 3 人については、本人を特定できるものの、そのうち 2 人は既に死亡しており、残りの 1 人からは回答が得られないことから、これらの者から申立人の申立期間における同社での勤務等について確認することはできない。

さらに、申立人は、「申立期間は、B社という事業所で労働者年金保険に加入したかもしれない」としているが、社会保険事務所の記録によると、申

立期間当時、申立人の勤務地であるC県D市に当該名称の適用事業所は無い。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月5日から40年4月28日

申立期間の前に勤務していたA社で勤務していたころ、B社で手伝いをすよう命じられ、就業時間終了後に勤務するようになったが、その後、正式にB社に入社した。同社では、毎月の給与明細を受け取ったことはなかったが、社長から「お前のことはちゃんとしているから」と言われたことを覚えている。

B社を退職して2か月後に、社会保険事務所（当時）から2名の職員が自宅を訪れ、厚生年金保険料を納付するよう言われたことを覚えており、このことから、会社は私の厚生年金保険料を支払ってくれていたものと確信している。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の所在地、事業内容、申立期間当時の周辺事情を詳細に記憶していること並びに同社の同僚及び元事業主の関係者が申立人を記憶していることなどから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、平成5年10月18日であり、申立期間は、同社が適用事業所となる前の期間に当たる。なお、オンライン記録において、B社に類似する事業所名称での検索も行ったが、適用事業所として該当する記録は見当たらなかった。

また、B社の申立期間当時における事業主及び当時経営に携わっていたとみられる者は亡くなっているほか、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者か

らは保険料控除に関する具体的な陳述は得られなかったことなどから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

なお、申立人は、昭和40年7月初旬に、社会保険事務所の職員が、申立人の自宅に厚生年金保険料の徴収に来たと主張していることから、年金事務所に照会をしたところ、同社は、「当時の収滞納一覧表等の資料は無い上、申立人宅を訪問した職員についても不明」と回答しており、当時の事情について明らかとすることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月10日から同年12月10日まで
② 昭和22年4月18日から23年9月1日まで

申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社にC職として勤務していた。

申立期間②については、D社がB社を買収した時期であり、継続して勤務していたので、空白期間とされているのは納得がいかない。

申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述及び申立人がA社の設立者として名前を挙げた4名のうち、3名については同社に係る商業登記簿役員欄で確認できることなどから、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年6月25日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間に当たる。

なお、申立人がA社の設立者として名前を挙げた上記の3名については、いずれも申立期間において同社での厚生年金保険の加入記録は無く、これら3名のうち、代表取締役の資格取得日は同社が適用事業所となった昭和23年6月25日であることが確認できる。

また、A社は昭和39年11月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役及び役員はいずれも亡くなっているほか、当時の同僚からも申立人の勤務実態及び保険料控除等についての具体的陳述は得られず、当時の事情を明らかにすることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録は見当たらない。

申立期間②については、申立人が名前を挙げた同僚のB社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたものと推認される。

一方、申立人は、申立期間当時、D社がB社を買収し、申立人を含め8人の者が、D社からB社へ一緒に異動したと申し立てしているところ、これら両社の商業登記簿によると、昭和20年10月15日付けでD社の代表取締役が、B社の代表取締役にも就任していることが確認できることから、申立人主張のとおり、申立期間当時、これら両社は関連会社であったとみられる。

しかしながら、D社及びB社の両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人と同じ昭和22年4月中にD社において資格を喪失した者は7人確認できるところ、このうちB社で資格を取得している者は、申立人を含め3人みられるものの、いずれも申立人と同様に申立期間当時に空白期間が生じている。

また、申立人が名前を挙げたほかの二人の同僚は、B社での厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該二人の同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、申立期間中もD社において継続している。

さらに、D社及びB社の両社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役及び役員はいずれも亡くなっているほか、上記の同僚も所在不明等のため、申立人の勤務実態及び保険料控除等についての具体的陳述は得られず、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月20日から35年9月1日まで

私は、A社に昭和31年8月20日に入社し、56年12月31日までB職として勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間もA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社でB職として勤務していたことは、同社提出の人事記録及び元同僚の陳述により確認できる。

しかしながら、上記人事記録によると、申立人は、申立期間に当たる昭和31年8月から35年9月までの期間において、「臨時員としてB職補助」と記録されていることが確認できるところ、A社は、「臨時員は、正社員とは雇用形態及び身分の異なる従業員であり、厚生年金保険には加入させない取扱いであった。当時の資料は残っていないものの、臨時員として勤務していた期間は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったものと考えられる」旨を回答している。

また、上記同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について具体的な陳述は得られなかった。

なお、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、「一緒に正社員として入社した」とする申立人の夫の昭和35年9月1日の標準報酬月額が2万円（13等級）であるところ、同日における申立人の標準報酬月額はそれと大きく異なる8,000円（6等級）であることが確認できることから、申立期間当時、申立人は、夫と雇用条件及び身分が異なっていたこ

とがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月21日から同年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に勤務していたことを記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述及びこれと符合する申立人の事務引継ぎ並びに送別会の状況等に関する具体的な陳述内容などから判断すると、申立人は申立期間もA社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、当時A社で経理事務を担当していた同僚からは、「申立人が申立期間に被保険者であった場合、昭和37年3月の保険料控除額の計算及び、同年4月1日付けでの資格喪失届を提出しているはずだが、そのような手続をした記憶は無く、申立人の同年3月の保険料は控除していない」旨の陳述が得られた。

また、上記経理事務担当の同僚は、「当時、資格喪失届は、原則として退職月に係る給与締切日(20日)の翌日である21日から月末までの日付を喪失日として届け出ている」旨陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚が在籍していた昭和36年6月から39年10月までの間に、被保険者資格を喪失している27名の資格喪失日を見ると、退職月の21日から月末までの間に資格を喪失している者が18名確認できるなど、上記の陳述内容と符合している。

さらに、A社は昭和39年11月16日に適用事業所ではなくなっているため、B社(A社の親会社)に照会を行ったが、申立人の申立期間に係る保険料控除

等については、申立期間当時の資料が残っておらず不明である旨回答している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人の記憶は定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 5 月 31 日まで A 社 B 支店に継続して勤務し、C 事業所において D 業務に従事した。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録では資格取得日が昭和 37 年 7 月 1 日となっており、申立期間が未加入期間とされている。

申立期間には、健康保険被保険者証を使用した記憶があるので申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 支店に昭和 35 年 4 月に入社し、C 事業所で勤務していたと申し立てているところ、申立人と同じく当該事業所で勤務していた同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、昭和 35 年 2 月に A 社 B 支店に入社し、申立人と同じく C 事業所で勤務していたとする上記同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、入社 1 年 7 か月後の 36 年 9 月 21 日に同社で資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の A 社 B 支店における厚生年金保険の資格取得日が昭和 37 年 7 月 1 日と記録されているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険記号番号は資格取得日とほぼ同時期の同年 8 月 31 日に払い出されていることが確認できるほか、申立期間当時の同社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

一方、オンライン記録によると、A 社 B 支店は昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、同社の事業を承継した E 社は、

「当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について確認できない」と回答している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除など、当時の事情を明らかとする関連資料及び周辺事情は得られなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 25 日から平成 1 年 1 月 25 日まで
私は、申立期間において、A社でB職として勤務していた。

しかし、社会保険事務所(当時)から、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。昭和 63 年 11 月末又は同年 12 月の下旬に負傷し、労働者災害補償保険から給付を受けているので、A社で在職していたことは間違いない。また、申立期間当時、子供が小さかったので健康保険被保険者証も持っていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での勤務内容及び在職中にけがをしたことを明確に記憶しているほか、申立人提出の預金通帳を見ると、C労働基準監督署から労働者災害補償保険による給付とみられる金額が振り込まれていることが確認できることなどから判断すると、申立期間当時、申立人は同社で勤務していたものと考えられる。

しかしながら、A社の事業主及び申立期間当時の社会保険担当者からは、「A社では試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険に加入させないことを社員に説明し、その上で勤務させていた」旨の陳述が得られた。

また、オンライン記録から同僚を抽出し、照会したところ、申立人と同時期の昭和 63 年 8 月ごろに入社し、同質の業務に従事していた同僚の資格取得時期は、同年 12 月となっていることが確認でき、上記の事業主等による陳述内容とも符合している。

このことから、A社は、申立期間において、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

一方、上記のA社の事業主からは、「労働者災害補償保険の申請は、業務上の負傷により、継続して勤務することが困難と判断した社員に対して行っていたので、そのような社員の場合は、試用期間経過後であっても厚生年金保険に加入させていたとは考え難い」旨の陳述も得られた。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 46 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、G社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

私だけでなく、同僚もG社での厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚に係る記憶及び複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がG社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が同僚として名を挙げた者（二人）及びA氏が同僚として名を挙げた別の者（二人）は、A氏の陳述から職種も雇用形態も申立人と同じであったとみられるところ、いずれの者もG社に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

また、別の元従業員（二人）は、入社後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入したとしている上、申立人と1年弱程度一緒に勤務したとするほかの元従業員の加入記録をみると、申立期間と重なる期間は、申立人が申立期間の終期まで勤務していたとしても1か月程度であることから、同人についてもG社において厚生年金保険の未加入期間があったものと考えられる。

これらのことから、申立期間当時のG社には、厚生年金保険に未加入の従業員が複数存在し、事業所は、従業員を厚生年金保険に加入させる場合も、必ずしも入社後すぐに加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、G社は、平成15年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 15 日から 33 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。申立期間も住み込みで同社に勤務したことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の証言から、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の従業員のうち二人については、自身の記憶及び同僚の陳述からA社への入社時期が推測できるところ、そのうち一人は、入社後約9か月から15か月程度、もう一人は22か月から35か月程度経過してから厚生年金保険に加入しているとみられることから、申立期間当時、同社では、従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、A社は、既に閉鎖しており、当時の事業主も死亡しているため、同社から申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月1日から同年10月1日まで
② 昭和30年12月31日から31年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社には、昭和30年7月1日から同年12月31日まで勤務したので、申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和30年7月1日からA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、申立人の資格取得日は、昭和30年10月1日と記載されている。

また、A社は、「申立期間当時、入社後3か月の試用期間が有り、この期間は厚生年金保険に加入させていなかった」としている。

さらに、申立期間当時にA社で経理事務を担当していたとする元従業員二人も、「3か月の試用期間が経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いであった」と陳述しているところ、そのうちの一人は、自身が記憶する入社日である昭和29年7月から3か月後の同年10月1日に資格を取得していることが、オンライン記録で確認できる。

申立期間②については、申立人は、昭和30年12月31日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において、申立人の資格喪失日は、昭和30年12月31日と記載されている。

また、A社は、「申立人には、勤務の最終日に最後の給与を支払い、翌日付で資格喪失届を記載したので、申立人の退職日は昭和30年12月30日である」としている。

さらに、A社は、「申立期間当時、退職者の希望に合わせて退職日を決め、それに合わせて保険料の控除を行っていたと思う」としているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人以外にも月の末日を資格喪失日としている者が多数見られる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月25日から24年8月まで

私は、昭和21年8月21日から24年8月までの期間、A社に継続して勤務し、B業務に従事した。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、21年8月21日から同年11月25日までの期間以外は厚生年金保険に未加入とされているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年8月21日にA社に入社し、24年8月に退職するまで同社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人からは申立期間当時の勤務状況及び保険料控除についての陳述を得ることができず、また、申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚も、申立人のことを記憶していないと陳述している。

さらに、A社から営業及び商号を譲渡されたC社は、申立期間当時の詳細については不明であると回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から27年3月1日まで

私は、昭和26年1月30日にA社を解雇され、同年2月から同年7月までの6か月間、失業保険を受給し、同年8月1日にB社に就職した。

昭和26年8月1日に就職し、最初の1か月は厚生年金保険に加入していなかったが、翌月の同年9月1日からB社において、厚生年金保険に加入したことを覚えている。

申立期間について、勤務していたことに間違いはないので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年8月1日にB社に入社し、1か月经過した後の同年9月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得したと申し立てている。

しかし、B社の閉鎖登記簿謄本の役員欄に氏名が記載されている4名のうち、連絡先の判明した1名に照会文書を送付したところ、宛所不在であり、申立期間当時の申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立期間にB社で被保険者資格を有する従業員6名及び代表取締役は全員が死亡又は連絡先不明であり、申立期間当時の申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から24年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。私は同社に昭和22年11月に入社して62年3月に退職するまで、一度も出向及び転籍などを経験することなく継続して勤務した。当時の給与明細などは処分して残っていないが、給与より厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社人事部提出の退職者台帳によると、申立人が申立期間のうち昭和23年8月27日以降の期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録を見ると、A社B事業所（厚生年金保険適用事業所記号番号 C）は、申立人が同社B事業所で被保険者資格を喪失した日と同一日の昭和23年5月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社B事業所（厚生年金保険適用事業所記号番号 D）は、申立人が同社B事業所で被保険者資格を再取得した日と同一日の24年12月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、オンライン記録において、A社B事業所（C）及び同社B事業所（D）で被保険者資格を取得している者は申立人以外に申立人の上司1名が確認できるものの、当該上司についても申立人と同様に申立期間に係る被保険者期間の欠落がみられる。

さらに、申立期間のうち、昭和23年5月1日から同年8月27日までの期間に

ついて、A社人事部は、勤務を認めておらず、加えて、当時同社B事業所で勤務していた前述の上司は既に死亡していることから、申立人の申立期間における保険料控除の状況についての確認ができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年9月9日まで
② 昭和21年9月16日から27年1月26日まで

ねんきん特別便の内容に漏れがあるため、平成20年4月14日に年金加入記録回答(照会)票をA社会保険事務所(当時)へ調査依頼したところ、21年2月27日付けB社C事業所の昭和19年10月1日から21年9月9日までの期間及びD社E工場の同年9月16日から27年1月26日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

昭和27年1月にD社E工場を退職後、実家に戻り、手に職を得るためF業務を習い始め、その後、縁があり同年11月に結婚して引っ越した。

脱退手当金を受けたとされている昭和28年2月ごろには、D社及び社会保険事務所との接点は全く無く、脱退手当金という制度があること自体知らされていなかった。

脱退手当金は、請求したことも受給したことも無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、D社が作成、保管している厚生年金保険給付関係記録簿をみると、申立人の脱退手当金は昭和27年12月29日に事業主により代理請求がなされていることが確認できる。

また、D社E工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の女性で、申立人と同一時期(おおむね3年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者39名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め15名に支給記

録が確認でき、このうち連絡先が把握できた2名は、退職時に同社から脱退手当金について説明があり、会社で手続をしたと陳述している。このことは、D社が「国民年金制度発足前の退職者で、再就職の予定の無い被保険者には脱退手当金を請求するよう指導し、代行請求をしていた」と陳述していることと符合する。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した旨が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 26 日から同年 12 月 25 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和 47 年 7 月から同年 12 月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 57 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、同僚を記憶していない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、昭和 47 年 11 月 1 日に申立人の健康保険被保険者証が返納された旨の記載が有る。

加えて、雇用保険の記録におけるA社での申立人の離職日は、昭和 47 年 10 月 25 日であり、厚生年金保険の記録と整合している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月ごろから 59 年 1 月 20 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 58 年 6 月ごろから 59 年 3 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録によれば、申立人は、申立期間内の昭和 58 年 6 月 19 日から同年 12 月 15 日までの期間に雇用保険の失業給付を受給しており、その後、A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日の翌日の 59 年 1 月 21 日に雇用保険被保険者となったことが確認できる。

また、申立期間当時、A 社において社会保険事務を担当していた元役員は、「A 社では、従業員を正社員として雇用した時点で厚生年金保険及び雇用保険に加入させていた。また、社会保険事務所に届け出たとおりに保険料控除を行っており、申立期間に係る申立人の厚生年金保険加入記録が無いのであれば、当該期間は保険料控除をしていなかったと思われる」と陳述している。

さらに、A 社は、平成 17 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、同社等から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 ごろから 55 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には昭和 51 年 6 月 ごろから勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和 52 年 10 月 6 日からA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和 55 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時、経理を担当していた元役員は、「A社は、昭和 55 年 7 月 1 日以前は適用事業所となっておらず、保険料も控除していなかった。従業員には、採用時に厚生年金保険は無いことを伝えていた」と陳述しているほか、申立人が記憶している者を含む複数の元従業員も、「自身が入社した昭和 51 年 6 月 当時、会社には厚生年金保険が無かった。その後、55 年 7 月 になってから厚生年金保険に加入した」と陳述している。

さらに、前述の元役員及び複数の元従業員は、「会社が厚生年金保険に加入するまでは、国民年金に加入していた」と陳述しているところ、オンライン記録を見ると、これらの者はいずれも申立期間に国民年金保険料を現年度納付又は過年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 26 日から 10 年 9 月 3 日までの期間のうち 6 か月

私は、A社に平成 9 年 7 月 26 日から 10 年 9 月 3 日までの期間で 6 か月間勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B市C区のD駅近くに所在していたA社に勤務していたと申し立てているところ、同地区に所在するE社は、「D駅近くに片仮名のF社という事業所が存在していた」旨の陳述をしている。

しかし、オンライン記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社は、労働保険の適用事業所としての記録が無い上、管轄法務局において商業登記の記録も無い。

さらに、申立人とその妻は、申立期間に国民年金に加入し、免除申請の手続を行い、国民年金保険料を免除されている。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の記録は確認できない。

また、申立人は、A社の代表者、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年ごろから 20 年 12 月末ごろまで
私は、昭和 18 年ごろから 20 年 12 月末ごろまで A 社 B 事業所で C 職として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 事業所の同僚の陳述から、在職期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和 19 年 6 月以降であり（昭和 19 年 10 月から保険料の徴収が開始）、申立期間のうち、18 年ごろから 19 年 10 月 1 日までの期間は、申立人は厚生年金保険の加入対象者ではない。

また、オンライン記録によると、A 社 B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和 25 年 5 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、A 社 B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった当時に C 職であった同僚は、「私は、A 社 B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 25 年 5 月 1 日より前の 23 年 11 月から勤務していたが、給与から保険料控除されたのは適用事業所となった 25 年 5 月 1 日以降であり、それ以前は保険料を控除されていない」旨を陳述している。

加えて、申立期間当時、A 社 B 事業所で D 職だった同僚の記録を見ると、同社 B 事業所での被保険者記録は無く、当時、既に厚生年金保険の適用事業所となっていた同社本社において被保険者資格を取得していることが確認できる。同社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても調査したも

のの、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 6 日から 33 年 5 月まで

私は、昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 5 月まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 5 月まで A 社に勤務し、途中の 32 年 8 月から同年 12 月まで病気で入院した後、同社に復帰したと申し立てている。

しかし、申立人は、「入院中において A 社から給与は支給されず、社会保険料の自己負担分を会社に支払った記憶も無い」旨を陳述していることから、同社は、申立期間において申立人を厚生年金保険に加入させておらず、保険料を控除していなかったことがうかがえる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある複数の同僚に照会を行ったところ、申立人が同社において被保険者資格のある入社当初においては申立人の在職は確認できたものの、申立人が再び同社に復帰したとされる昭和 32 年 12 月以降については申立人の在職を確認する陳述を得ることができなかった。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人が昭和 32 年 8 月 6 日に資格を喪失し、健康保険被保険者証を返却したことを示す「証返」の記載が確認できる。

加えて、A 社は既に適用事業所ではなくなっている上、事業主は死亡しているため、同社及び事業主からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月10日まで

私は、D学校2年の4月に勤労働員学徒として強制的にA社B工場に配属され、C業務に従事した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A社B工場に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社B工場での同僚として名前を挙げたD学校の同窓生3人のうち連絡がとれた同窓生1人及び申立人自身の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に勤労働員学徒としてA社B工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び昭和19年厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとされている。

また、学徒勤労令（昭和19年8月23日勅令第518号）及び学徒勤労令施行規則（昭和19年8月23日文部、厚生、軍需省令）においては、学徒勤労を受ける者が負担する経費の中には、厚生年金保険料は規定されていない。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人が同僚として名前を挙げている同窓生3人を含むD学校の同窓会名簿に掲載された生徒の名前は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月から28年1月まで

私は、A社B支店のC事業所に昭和26年8月ごろから28年1月ごろまで「E職」として勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

当時、A社B支店では、新卒者も含めて全員が厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における同支店在籍が確認できる複数の同僚に照会したところ、回答が得られた9人全員が申立人のことを記憶していなかったが、うち1人の同僚は、「C事業所での同僚の名前及び当時の事業所の事情等に関する申立人の陳述内容から判断すると、申立人は、B支店のC事業所に勤務していたと思う」旨陳述していることから、在籍時期及び期間は特定できないものの、申立人が同支店のC事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚は、「正社員及び雇員で採用された者は、入社日から厚生年金保険に加入しているが、『E職』は、C事業所の開設期間に限って必要があればD職が採用する雇用形態であるため、厚生年金保険には加入していないと思う」旨陳述している。

また、申立人は、「私の兄も、昭和25年ごろからA社B支店のC事業所に『E職』として勤務していた」旨陳述しているとともに、申立期間当時の同僚「E職」1人の名前を挙げているものの、同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該2人の名前は確認できない上、申立期間当時の事情等を照

会した複数の同僚のうち、回答が得られた上記9人全員が「自身の雇用形態は『E職』ではなかった」旨回答している。

さらに、A社は、「現存している当社の社員名簿及び当該事業所の名簿には、申立人の氏名は無い。また、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除の状況等は不明である」旨回答している上、申立人が勤務したとする同社B支店の事業所のD職は、既に死亡しており、申立人と同じ「E職」であったとされる複数の同僚も所在不明であるため、これらの者から申立人の厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 3 日から 35 年 7 月 20 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 社に勤務した期間に係る脱退
手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立
期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないと
している。

オンライン記録では、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険
被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 10 月 13 日に支給決定され
ていることが確認できる。

そこで、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が
記載されたページを含む計 5 ページに記載された女性のうち、申立人と同一時
期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 12 人について、
脱退手当金の支給記録を調査したところ、その全員が資格喪失後約 6 か月以内
に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえ
ると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた
可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金
が支給決定される直前の昭和 35 年 8 月 15 日付けで脱退手当金算定のために必
要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答
したことを示す「回答済 35. 8. 15」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱
退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは

うかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月ごろから33年4月1日まで
② 昭和33年11月ごろから34年7月7日まで
③ 昭和37年6月ごろから39年10月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①のA社に昭和28年8月ごろから勤務していたが、33年4月1日から同年10月31日までの厚生年金保険被保険者期間しか無く、申立期間②のB社(昭和34年5月にC社、36年3月にD社に社名変更)に、同年11月ごろから勤務していたが、34年7月7日から36年4月16日までの厚生年金保険被保険者記録しか無い。

また、申立期間③のE社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①、②及び③について、確かに勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社に昭和28年8月ごろから33年4月1日までの期間について勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和31年11月1日であり、同日より前の期間は適用事業所になっていない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中の昭和32年3月から同年8月まで加入記録が確認できる従業員は、「私が勤務した期間の社員は、私を含む9名であった。申立人は覚えていない」と陳述しているところ、当時、同名簿で事業主及び同年3月に資格を喪失した従業員を除いた被保険者は9名であったことが確認でき、当該陳述内容と一致している。

さらに、申立人は、申立期間①中の昭和29年4月から33年3月までF大学

に在学していることが確認でき、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、31年11月から33年9月まで加入記録の確認できる従業員は、「申立人を覚えているが、大学在学中はアルバイトのような勤務形態であったと思う。入社したのは私が退社する前後だったと思う」と陳述しており、当時、同社で社会保険の事務手を担当していた従業員は、「アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかったと思う」と陳述している。

申立期間②については、申立人は、B社に昭和33年11月ごろから34年7月7日までの期間について勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、昭和34年5月にC社に社名変更しており、両社に在籍し、31年10月から36年4月まで厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員は、「申立人は、C社に変わる前後ぐらいの入社であったように思う」と陳述しており、また、両社に在籍し、申立人のC社における資格取得日の約2週間後に被保険者資格を喪失していることが確認できる別の従業員は、「G業務に従事していた従業員を覚えているが、申立人は覚えていない」と陳述している。

さらに、B社及びC社の両社に在籍していたことが確認できる複数の従業員は、「B社に勤務していた時期は、給与が遅延することが頻繁にあったが、C社になって給与が遅延することはなくなった」と陳述しているところ、申立人は、「給与の遅延は無かった」としていることから、申立人は、B社に勤務していなかったことが推認できる。

申立期間③については、申立人はE社における名刺を所持しており、期間は特定できないが、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、E社は社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、公共職業安定所に雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

さらに、E社は昭和39年3月に解散しており、申立人は同僚1名を記憶していたが連絡先は不明であり、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 43 年 8 月 28 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB市C区にあったA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社(B市C区)は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所として記録は無く、また、D地方法務局において商業法人登記の記録も無い。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったA社をE県及びF県に3社確認できるが、それぞれのA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無い。

加えて、申立人は、申立期間中である昭和40年11月9日から同年12月19日までの期間に、G社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。